

ごあいさつ

次代の社会を担う全てのこどもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現には、子育て支援の充実が重要です。

市では、平成27年3月に、子ども・子育て関連3法に基づく、「ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、「子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」を基本理念に掲げ、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を推進してまいりました。あわせて、市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画」で「子育て支援」を重点的に取り組むべき課題と位置づけて、結婚・出産・子育てに希望が持てる環境づくりに取り組んでまいりました。

この間、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設、産婦の孤立感や育児と心身の負担軽減を目的とした「産後ケア事業」の実施、多様化する保育ニーズを的確に把握し、保育の充実や質の向上を図るなど、子育て支援充実のための施策を重層的に推進してまいりました。

この度、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「東松山市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山」と定め、社会全体がつながり、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。市ではこの計画に基づき、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの支援施策を更に総合的・計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた東松山市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に係るアンケート調査、こどもアンケート、関係団体ヒアリング、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

東松山市長 森田 光一



| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の要旨..... | 1 |
| 1 計画策定の背景・目的..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 1 |
| 3 計画期間..... | 3 |
| 4 本計画の対象範囲..... | 3 |
| 第2章 市のこどもを取り巻く現状..... | 4 |
| 1 人口・人口推計..... | 4 |
| 2 子育てに関する指標..... | 8 |
| 3 幼稚園・保育施設の状況..... | 14 |
| 4 こどもの貧困の状況..... | 16 |
| 5 ニーズ調査結果..... | 18 |
| 6 アンケート等調査結果..... | 27 |
| 7 「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」の検証と評価..... | 42 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 44 |
| 1 基本理念..... | 44 |
| 2 基本施策..... | 45 |
| 3 施策体系..... | 47 |
| 第4章 基本施策と事業の展開..... | 48 |
| 基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援..... | 48 |
| 1 地域における子育て支援の充実..... | 48 |
| 2 親と子の健康づくりに向けた支援..... | 53 |
| 3 教育・保育事業の推進..... | 58 |
| 基本施策2 学齢期のこどもたちへの支援..... | 62 |
| 1 学校教育など教育環境の充実..... | 62 |
| 2 いじめ防止と人権教育の推進..... | 66 |
| 3 こどもの居場所・体験機会の提供..... | 68 |
| 基本施策3 青年期にかけての支援..... | 72 |
| 1 健全育成に向けた取組の充実..... | 72 |
| 2 若者支援と次代の親の育成..... | 74 |
| 基本施策4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援..... | 77 |
| 1 障害のあるこどもへの支援の充実..... | 77 |
| 2 外国につながるこどもへの対応..... | 79 |
| 3 児童虐待・DVなどへの対応..... | 80 |
| 4 こどもの貧困対策の推進..... | 82 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり | 87 |
| 1 仕事と子育ての調和の推進..... | 87 |
| 2 安全で子育てしやすい生活環境の整備..... | 90 |
| 3 こどもが意見を出しやすい環境づくり..... | 92 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画..... | 93 |
| 1 子ども・子育て支援制度に基づく内容..... | 93 |
| 2 教育・保育事業..... | 96 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業..... | 99 |
| 第6章 計画の推進..... | 119 |
| 1 計画の推進体制..... | 119 |
| 2 計画の進行管理..... | 121 |
| 第7章 施策の一覧..... | 122 |
| 資料編..... | 〇〇 |
| 1 東松山市子ども・子育て会議条例..... | 〇〇 |
| 2 東松山市子ども・子育て会議委員名簿..... | 〇〇 |
| 3 検討経過（会議等の開催状況）..... | 〇〇 |
| 4 東松山市保育施設マップ..... | 〇〇 |

第1章 計画策定の要旨

1 計画策定の背景・目的

本市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」¹に基づく、教育・保育の需要量の実態に合わせた整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」などの、こどもや子育てに関する各種計画を包括した「ひがしまつやま子ども夢プラン」を平成27年3月に策定しました。同プランは令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を進めています。

これらの計画を通じて、市民が安心してこどもを育てられる環境の整備や市の未来を担うこどもたちへの支援策として、新たな保育施設の開設、延長・休日保育の実施、相談体制の整備、こどもたちの居場所づくりなどに総合的に取り組み、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

今般、令和5年に国が策定したこども大綱を勘案して、こども基本法第10条第2項²に定める市町村こども計画を策定します。これまでは「ひがしまつやま子ども夢プラン」の名称でしたが、本計画は新たに「東松山市こども計画」（以下「本計画」という）の名称で作成いたします。

この計画に基づいて、こども施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目指します。

2 計画の位置付け

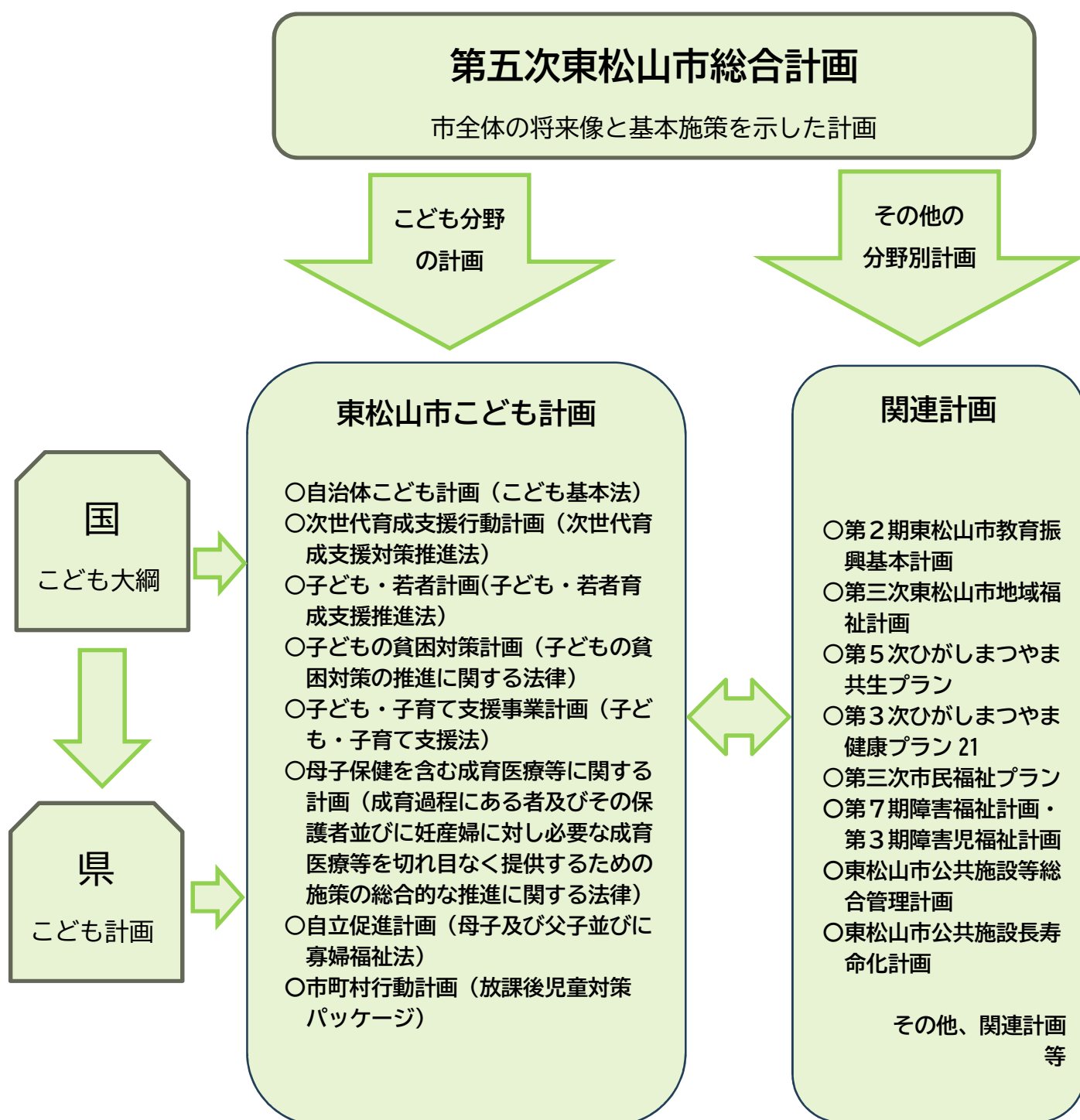
本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項の「市町村こども計画」として定めるものです。また、「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）、「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）、「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法）、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊

¹ 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

² 「市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」

産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律)」、「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)、放課後児童対策パッケージの「市町村行動計画」(文部科学省・こども家庭庁通知)として位置づけています。

さらに、本計画は、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画(地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画など)や東松山市教育振興基本計画、男女共同参画基本計画・女性活躍推進計画・DV防止基本計画などと整合を図りながら進めていくものです。



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|--------|--------|
| 第2期ひがしまつやま子ども夢プラン | | | | | 東松山市こども計画 | | | | |

4 本計画の対象範囲

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達過程にある者」と定義されています。また、同法で「こども施策」は

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

の3項目が挙げられています。

本計画においても、施策の対象を新生児から青年期までの「こども」に加え、妊婦や子育てにかかわる保護者等も含むものとしします。

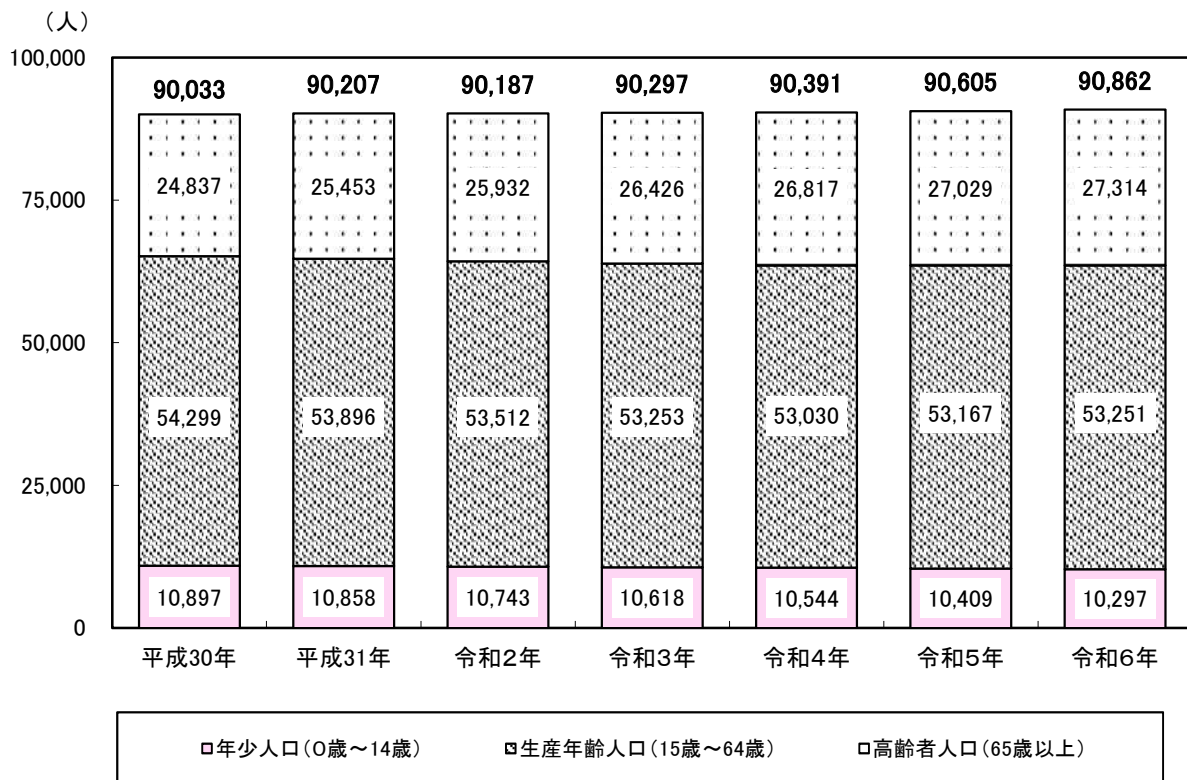
第2章 市の子どもを取り巻く現状

1 人口・人口推計

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

東松山市の総人口は、平成31年から令和2年にかけて若干減少しましたが、その後は微増傾向となり、令和6年4月1日時点で90,862人となっています。

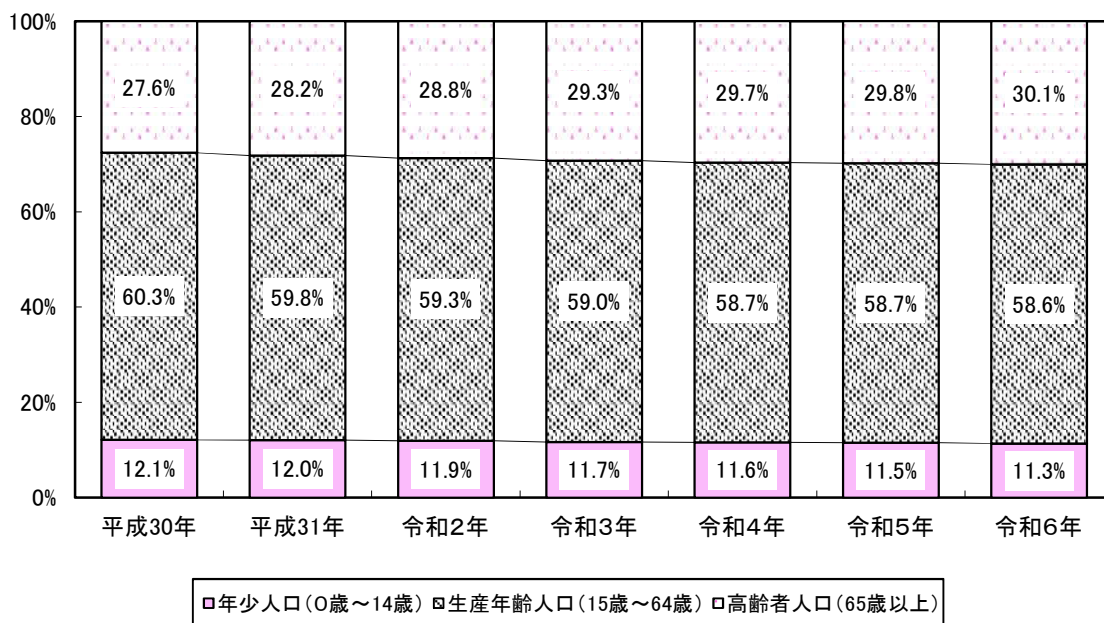
また、年齢3区分別人口を見ると、年少人口は各年1万人台であるものの、平成30年から令和6年にかけて減少を続けています。生産年齢人口については、令和4年まで減少を続けてきましたが、その後は増加に転じています。高齢者人口については、平成30年から令和6年にかけて増加を続けています。



(出典) 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率を見ると、平成30年から令和6年にかけて、年少人口比率が低下、高齢者人口比率が上昇傾向にあります。生産年齢人口比率は令和4年以降横ばいの状態にありますが、高齢者人口比率は一貫して増加を続けており、東松山市では人口の高齢化が進んでいることがわかります。



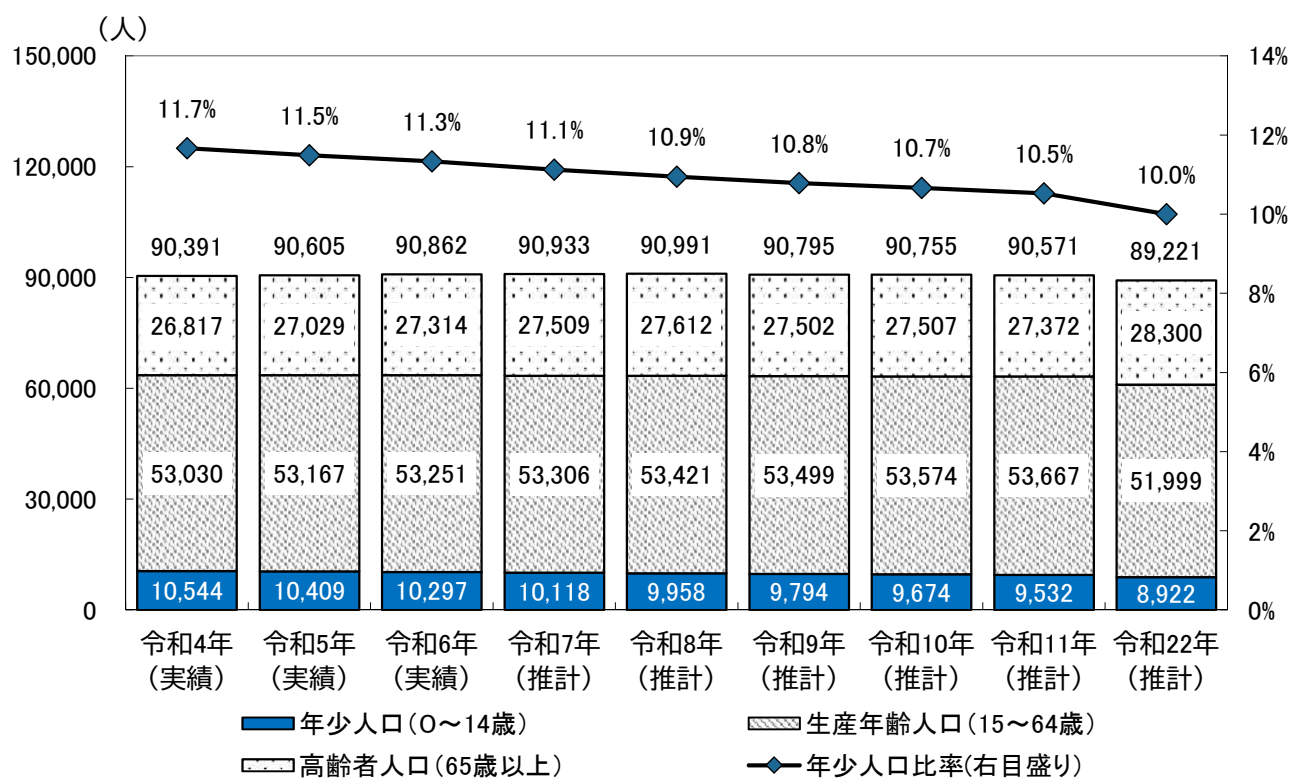
(出典) 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 人口推計

東松山市の総人口は、近年微増傾向となっておりますが、今後は増減を繰り返しながら9万人前後で推移し、令和22年（2040年）の総人口は89,221人となることが予測されます。年少人口比率はしばらく低下を続け、令和22年以降は横ばい傾向となるものと予測されます。

本計画期間の最終年の令和11年の東松山市の人口は90,571人と見込まれ、そのうち14歳以下は9,532人、年少人口比率は10.5%となります。

なお、令和22年（2040年）の東松山市の14歳以下の人口は8,922人で、年少人口比率は10.0%となります。



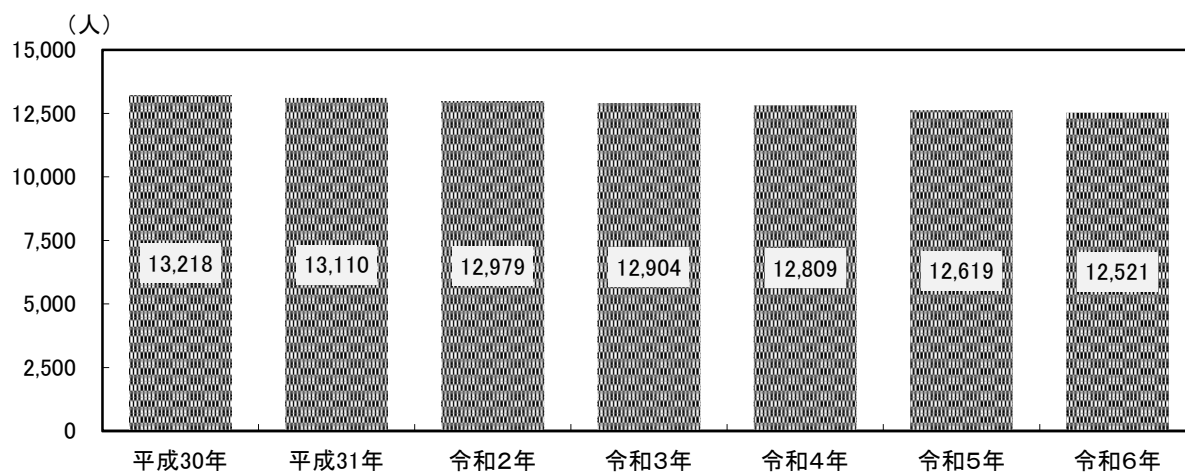
※各年4月1日時点。令和4～6年は住民基本台帳人口。令和7年度以降は推計人口。

◆人口推計の方法◆

実績人口として各年の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法により推計しました。コーホート変化率法とは、過去における人口実績の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回のように、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に適した推計方法です。

(4) こどもの人口（18歳未満）

こどもの人口（18歳未満）については、平成30年から令和6年にかけて減少を続けており、令和6年4月1日時点で12,521人となっています。

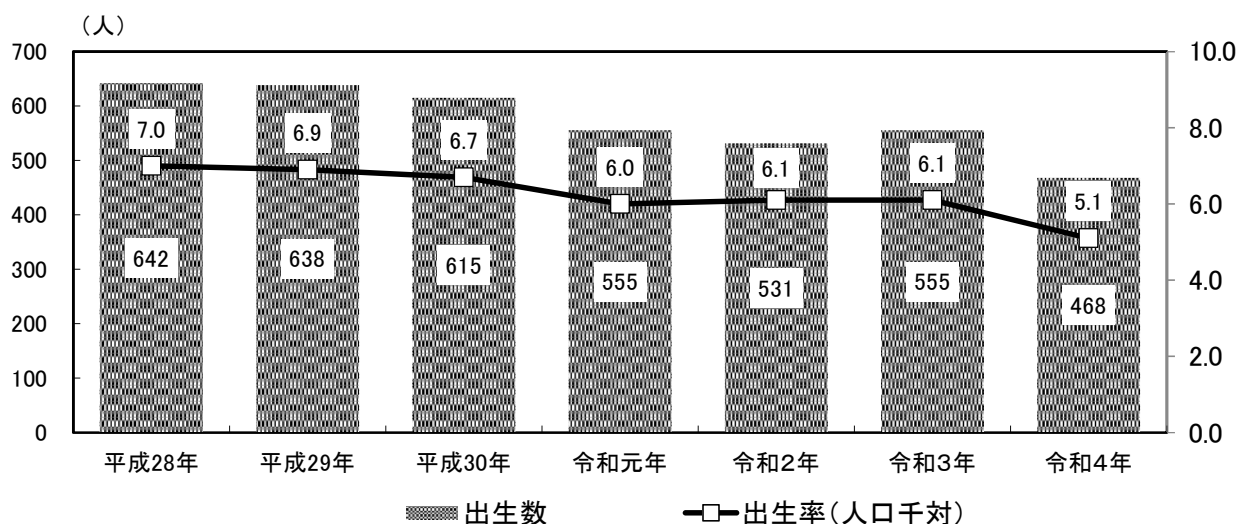


(出典) 住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 子育てに関する指標

(1) 出生数、出生率

東松山市の出生数は、平成28年から令和4年にかけて減少傾向にあります。令和2年から3年にかけて24人増加したものの、令和3年から4年にかけては87人の減少に転じました。また、出生率（人口千対）を見ると、平成30年から令和元年、令和3年から4年にかけて数値が大幅に低下しており、令和4年時点で5.1となっています。

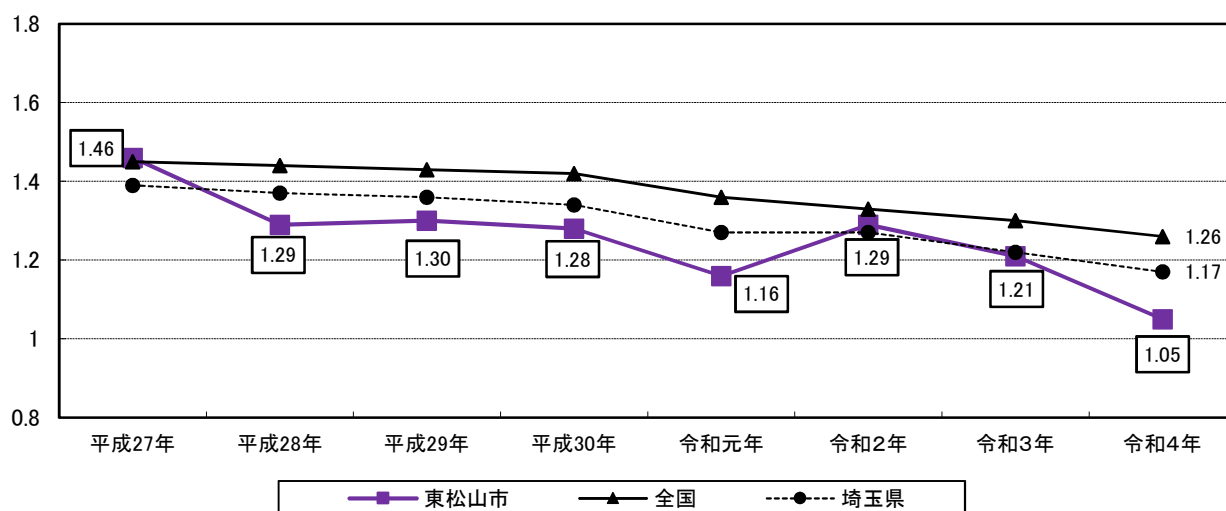


(出典) 埼玉県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」

(2) 合計特殊出生率

東松山市の合計特殊出生率の推移を見ると、数値が低下傾向にあります。令和元年から2年にかけて数値が上昇したものの、その後は再び低下を続けています。令和4年時点では1.05で、過去最低であった平成15年の1.07を下回る状況となっています。

合計特殊出生率は、全国、埼玉県でも数値が低下傾向にあります。東松山市では平成27年に全国及び埼玉県の数値を上回っていたものの、その後は令和2年を除いていずれも全国及び埼玉県の数値を下回っています。

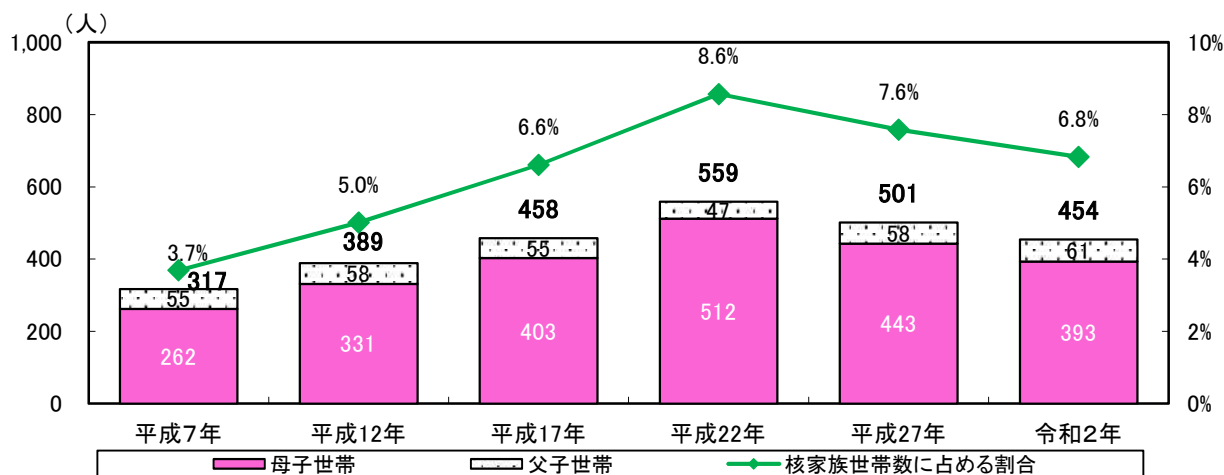


(出典) 埼玉県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」

(3) ひとり親世帯の状況

東松山市の18歳未満のこどものいるひとり親世帯は、平成22年まで増加を続けていましたが、その後は減少に転じており、令和2年時点で454世帯となっています。

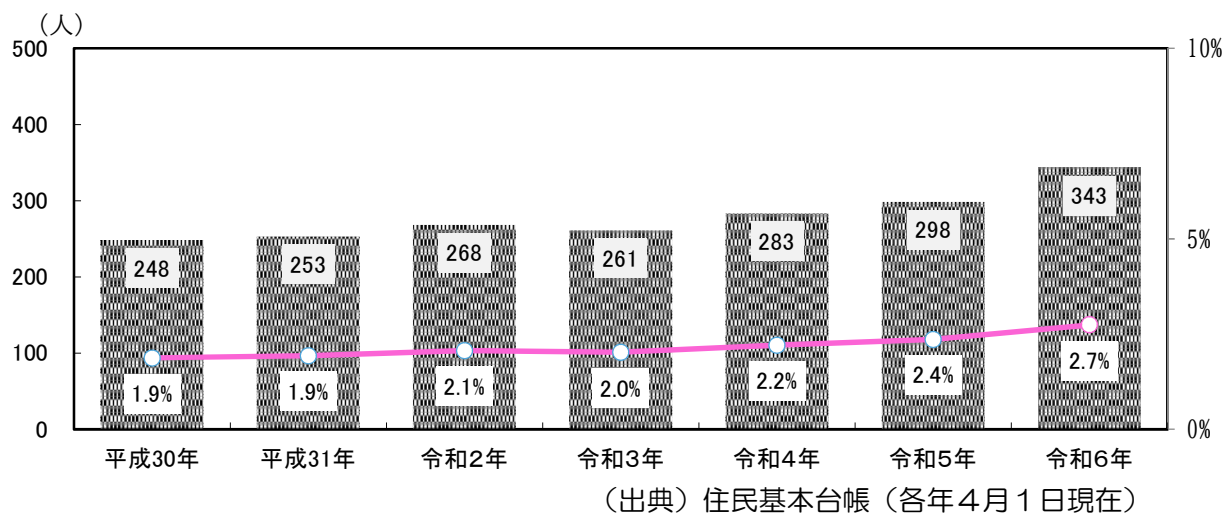
核家族世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成7年の3.7%から平成22年に8.6%まで上昇を続けていましたが、その後は下降に転じており、令和2年には6.8%となっています。



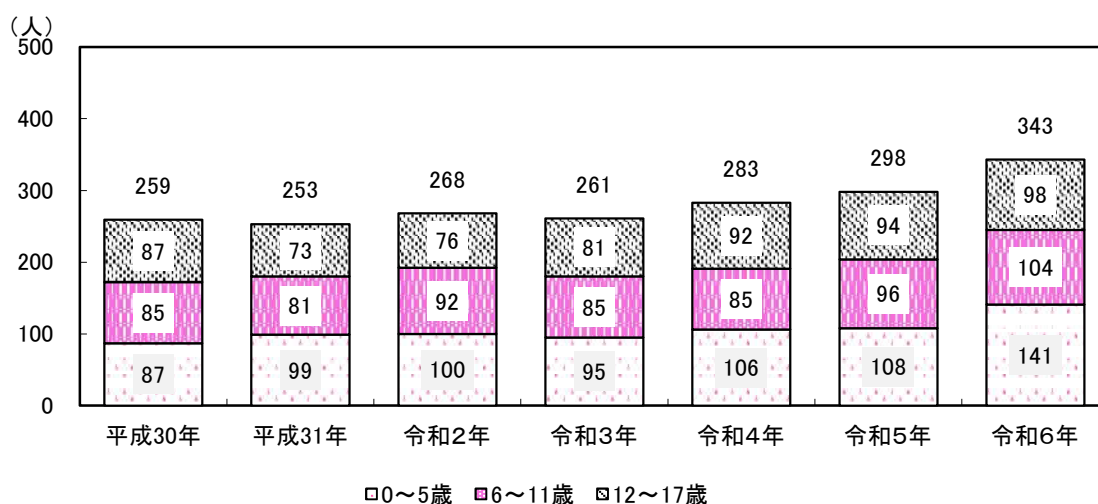
(出典) 国勢調査

(4) 外国籍のこどもの人口

東松山市の外国籍のこどもの人口（18歳未満）は令和3年以降増加傾向にあり、令和6年時点で343人となっています。18歳未満のこども全体に占める外国籍のこどもの割合についても、平成30年の1.9%が令和6年には2.7%となっています。



令和6年4月1日現在の外国籍のこどもの人口（18歳未満）の年齢構成は、0～5歳が141人、6歳～11歳(小学生相当)が104人、12～17歳(中・高校生相当)が98人となっています。



(出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

東松山市の外国人市民の国籍別人口は、ベトナムが963人で最も多く、次いで中国が481人、ブラジルが428人となっています。

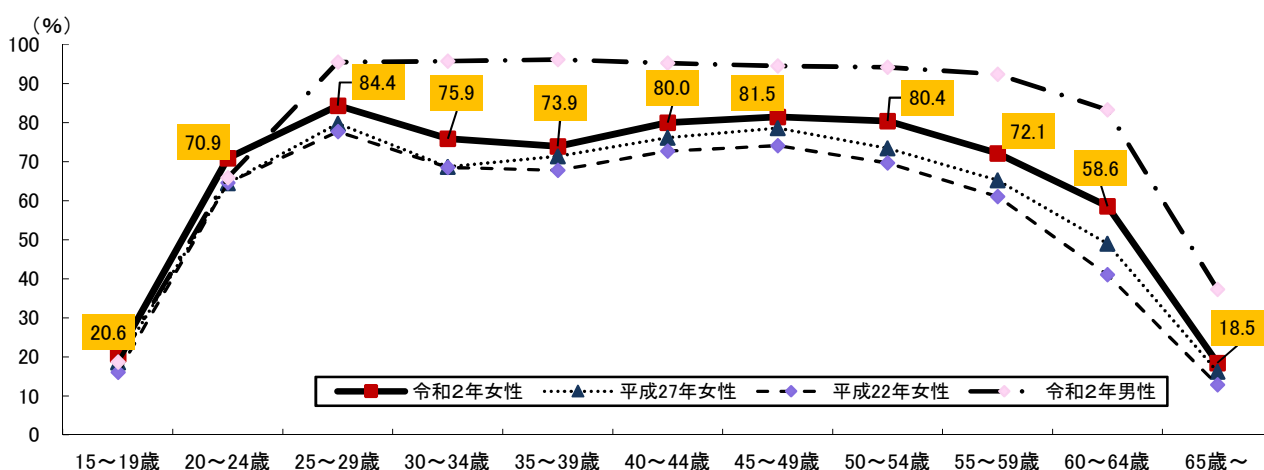
東松山市内の外国人国籍別人口上位5国

| 順位 | 国名 | 人数 |
|----|-------|-----|
| 1 | ベトナム | 963 |
| 2 | 中国 | 481 |
| 3 | ブラジル | 428 |
| 4 | フィリピン | 309 |
| 5 | ネパール | 270 |

(出典) 住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(5) 女性の就業状況

東松山市の年齢階級別労働力率は、全国的な傾向と同様に、男性は25歳から59歳までの年代が平らな台形となっているのに対し、女性は結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で一旦低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」を形成しています。なお、この10年間で各年代における女性の労働力率は高まっており、「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっています。



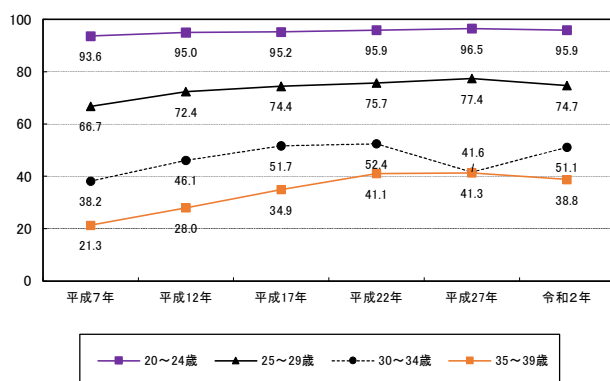
(出典) 国勢調査

(6) 未婚率

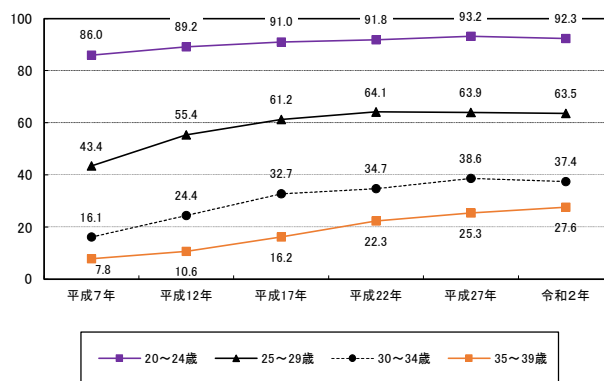
東松山市の令和2年時点の男性の未婚率は、30～34歳で51.1%、35～39歳で38.8%となっています。経年変化を見ると、平成27年から令和2年にかけて多くの年代で低下していますが、30～34歳では10ポイント程度上昇しています。

女性の未婚率は25～29歳が63.5%、30～34歳が37.4%、35～39歳が27.6%となっており、平成27年から令和2年にかけて35～39歳を除いた各年代で低下しています。

《男性の年齢別未婚率》



《女性の年齢別未婚率》



(出典) 国勢調査

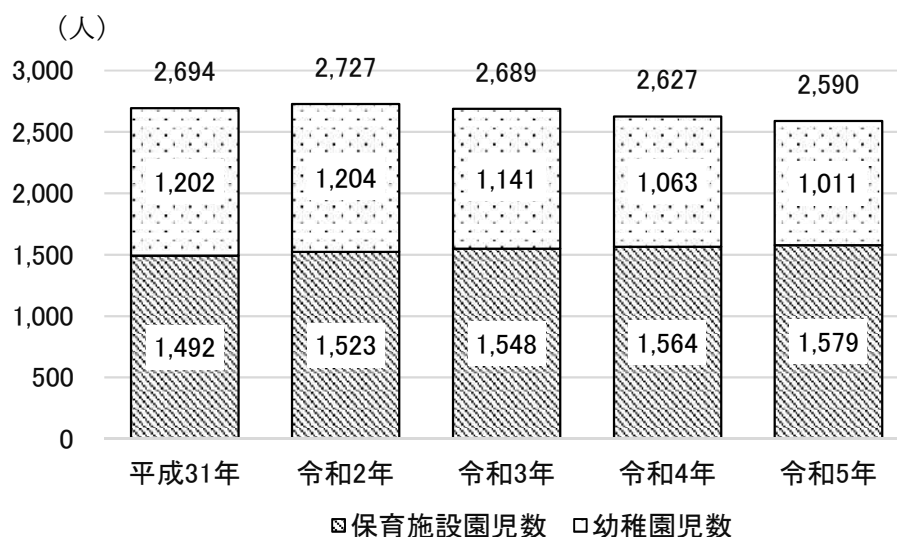
3 幼稚園・保育施設の状況

(1) 幼稚園・保育施設園児数の推移

市内には、令和6年時点で幼稚園が6園、認可保育園が17園、認定こども園が2園、小規模保育事業所が8園あり、令和5年4月1日現在2,590人が通園しています。

このうち、幼稚園児数（幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分の児童数をいう。以下同じ。）は1,011人となっており、令和4年に比べ52人減少しています。

保育施設園児数（認可保育園、小規模保育事業所及び認定こども園の保育園部分の園児数をいう。以下同じ。）は1,579人となっており、令和4年に比べ15人増加しています。



(2) 保育施設待機児童の推移

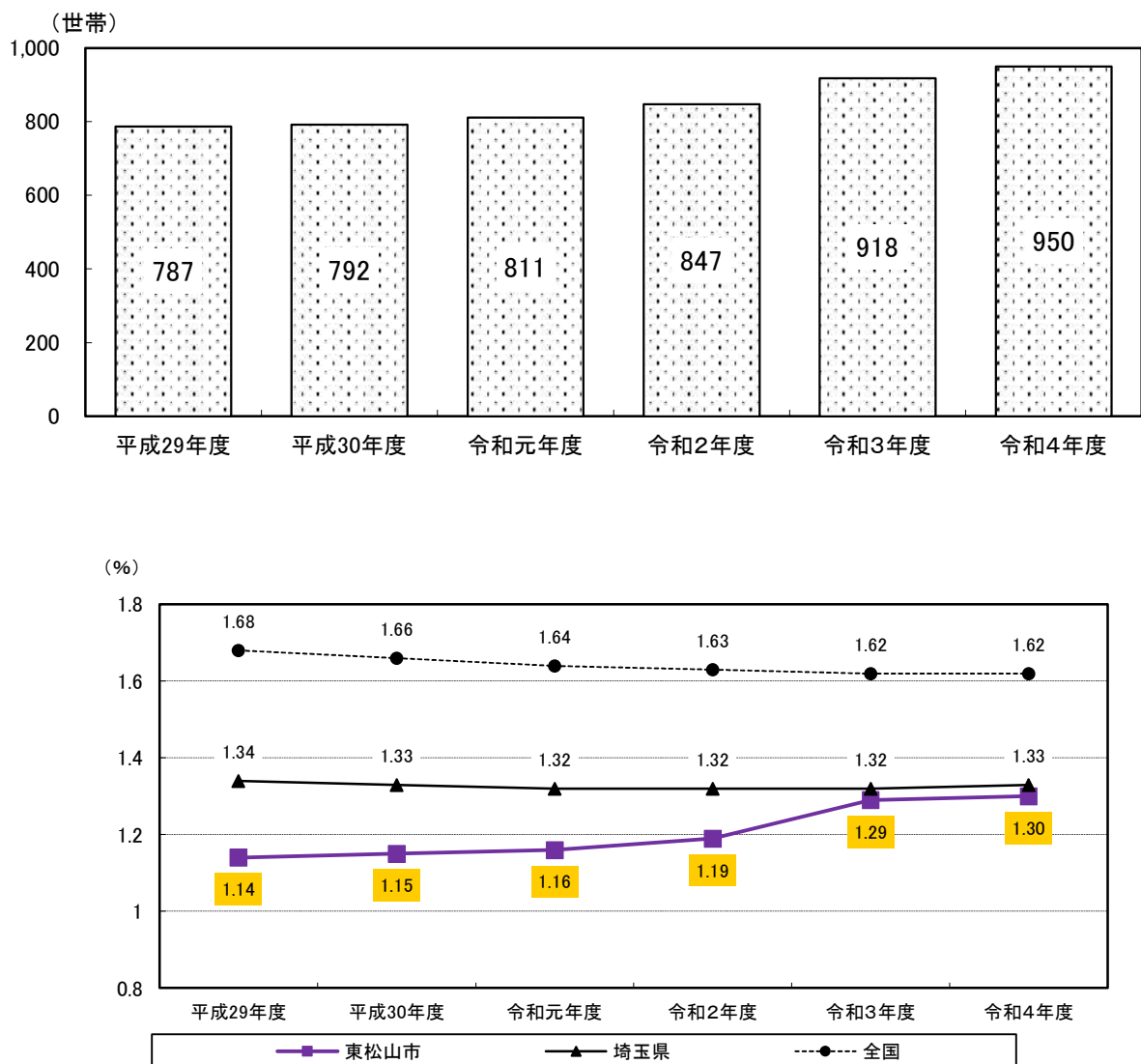
待機児童（各年4月1日）は、平成31年は36人、令和2年は6人、令和3・4年は0人でしたが、令和5年には20人となっています。

| | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------|-------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1歳児 | 36 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 2歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 3歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4歳以上児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 36 | 6 | 0 | 0 | 20 |

4 こどもの貧困の状況

(1) 生活保護世帯数

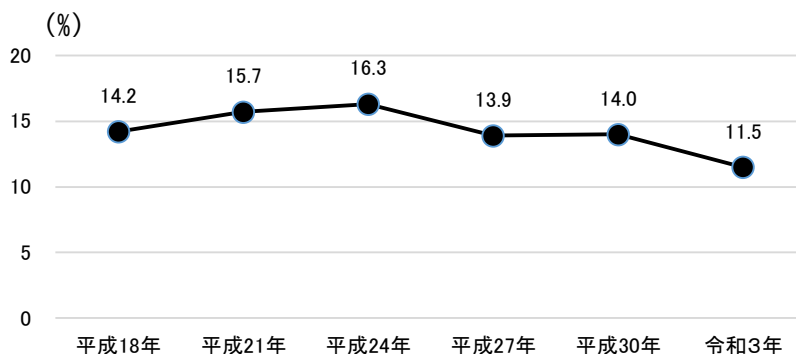
東松山市の生活保護被保護世帯数は、平成29年度の787世帯が令和4年度には950世帯まで増加を続けています。保護率の推移をみると、東松山市では平成29年度から令和4年度にかけて数値が上昇を続けており、特に令和2年度から3年度にかけて急激な増加がみられます。平成29年度から令和4年度にかけて、全国、埼玉県平均値は微減傾向にあるのに対し、東松山市では上昇傾向にあり、令和3年度以降は埼玉県平均値と近い値となっています。



(出典) 埼玉県資料

(2) こどもの貧困率³

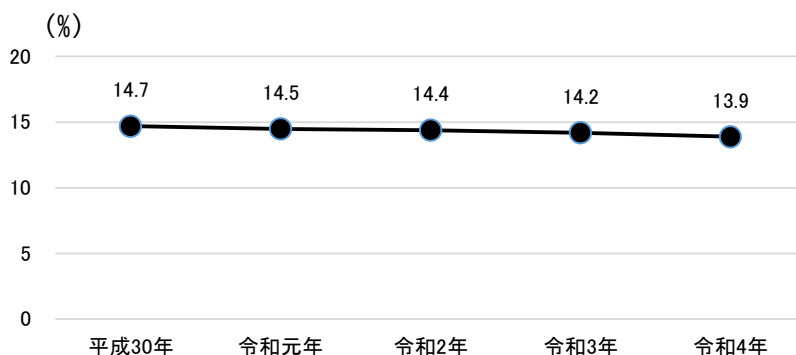
全国のこどもの貧困率は、平成24年に16.3%だったものが、令和3年には11.5%まで低下したとはいえ、依然深刻な状況にあります。生まれ育った家庭の経済状況がこどもの進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながるものが懸念されます。



(出典) 令和4年 国民生活基礎調査

(3) 就学援助を受けている児童生徒

経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助⁴を受けている公立学校の小・中学生の割合は低下傾向にあり、令和4年には13.9%となっています。



(出典) 令和5年「要保護及び準要保護児童生徒数調査」(全国)

³ こどもの貧困率とは、子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。これらの算出方法は、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づく。

⁴ 就学援助とは、生活保護を必要とする世帯、又は生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒(要保護児童/準要保護児童)の世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費など、小・中学校の就学に必要な費用を援助する制度。就学援助率は、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小・中学校の児童生徒数で除して算出。

5 ニーズ調査結果

(1) 調査の目的

本プランの策定に向け、保護者に対してはこどもの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などについて、こどもに対しては東松山市に対する愛着等を調査するアンケートを実施しました。

(2) 調査の概要

| | こども・子育て支援に関するアンケート調査 |
|------|------------------------|
| 調査対象 | 就学前児童の保護者 |
| 調査方法 | 郵送配布／web回答 |
| 調査期間 | 令和5年12月5日（火）から28日（木）まで |
| 配布数 | 1,000件 |
| 回答数 | 483件 |
| 回答率 | 48.3% |

| | こども・子育て支援に関するアンケート調査 |
|------|------------------------|
| 調査対象 | 小学生の保護者 |
| 調査方法 | 郵送配布／web回答 |
| 調査期間 | 令和5年12月5日（火）から28日（木）まで |
| 配布数 | 1,000件 |
| 回答数 | 509件 |
| 回答率 | 50.9% |

| | 東松山市こどもアンケート（小学生用） |
|------|------------------------|
| 調査対象 | 小学4年生から6年生までの児童 |
| 調査方法 | 学級担任より調査依頼／webにて回答 |
| 調査期間 | 令和5年12月1日（金）から22日（金）まで |
| 配布数 | 2,183名（令和5年5月末時点） |
| 回答数 | 1,993名 |
| 回答率 | 91.29% |

| | |
|------|------------------------|
| | 東松山市こどもアンケート（中学生用） |
| 調査対象 | 中学1・2年生の生徒 |
| 調査方法 | 学級担任より調査依頼/webにて回答 |
| 調査期間 | 令和5年12月1日（金）から22日（金）まで |
| 配布数 | 1,472人（令和5年5月末時点） |
| 回答数 | 1,208人 |
| 回答率 | 82.06% |

（3）調査結果の概要

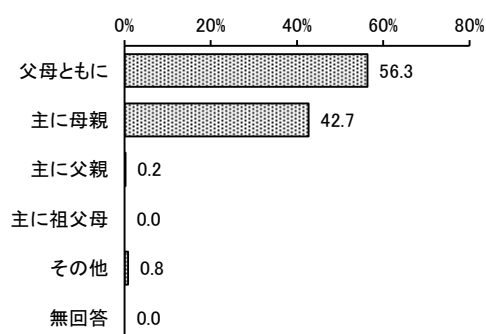
【保護者】

① 子育てをめぐる環境について

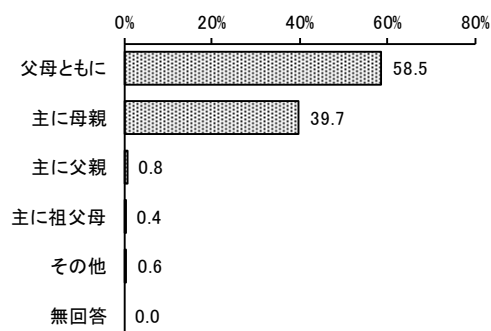
問 子育てを主に行っている方について

子育てを主に行っている人は、就学前児童・小学生児童保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

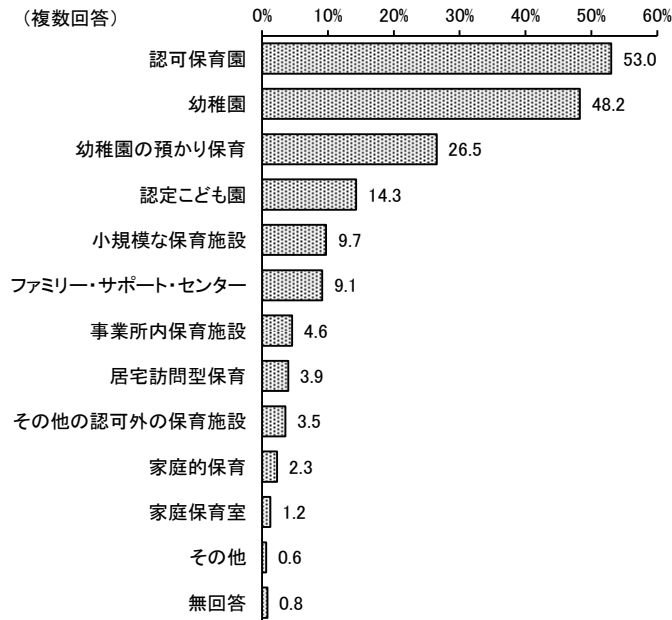


② 定期的な教育・保育事業の利用希望について

問 平日の教育・保育事業の利用希望について

「認可保育園」が53.0%、「幼稚園」が48.2%となっています。

【就学前児童保護者】

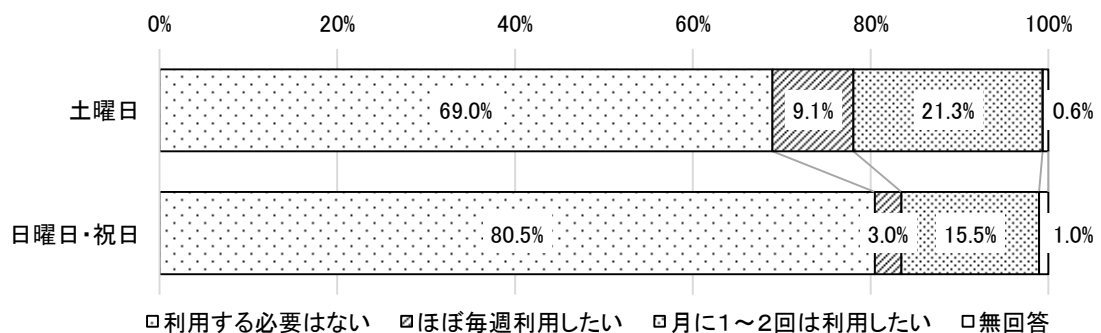


問 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望について【未就学児保護者】

土曜日については、「利用する必要はない」が69.0%、「ほぼ毎週利用したい」が9.1%、「月に1～2回は利用したい」が21.3%となっています。

日曜日・祝日については「利用する必要はない」が80.5%、「ほぼ毎週利用したい」が3.0%、「月に1～2回は利用したい」が15.5%となっています。

【就学前児童保護者】



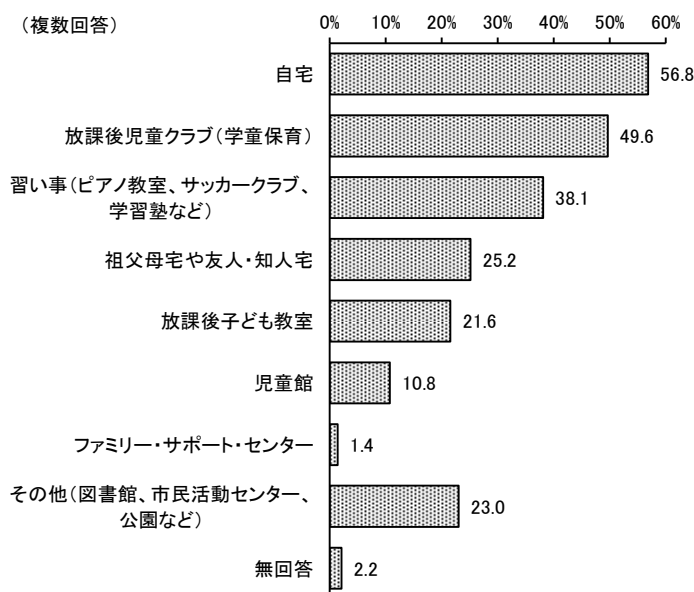
③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

問 小学校低学年(1～3年生)のとき、放課後に過ごさせたい場所について

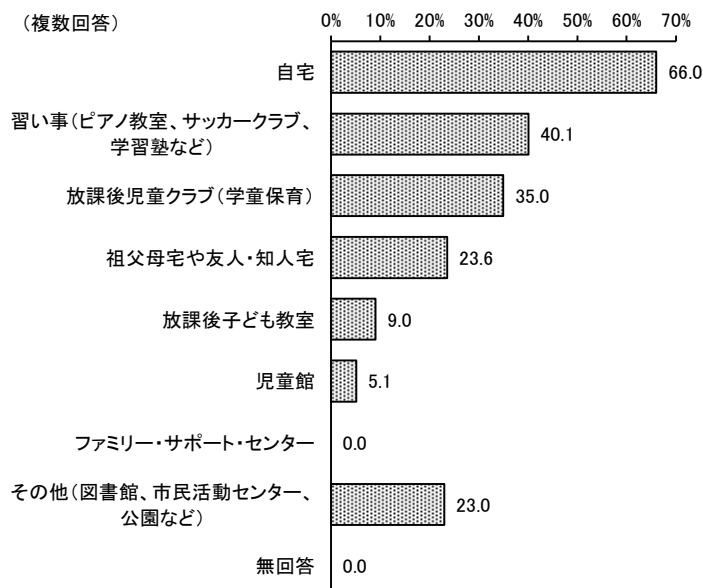
就学前児童保護者では「自宅」が56.8%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が49.6%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が38.1%となっています。

小学生保護者では「自宅」が66.0%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が40.1%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が35.0%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



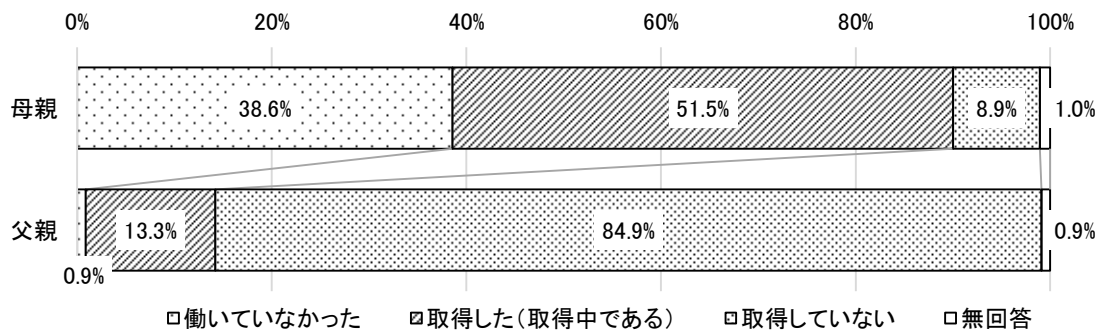
④ 職場の両立支援制度について

問 お子さんが生まれた時の育児休業の取得について

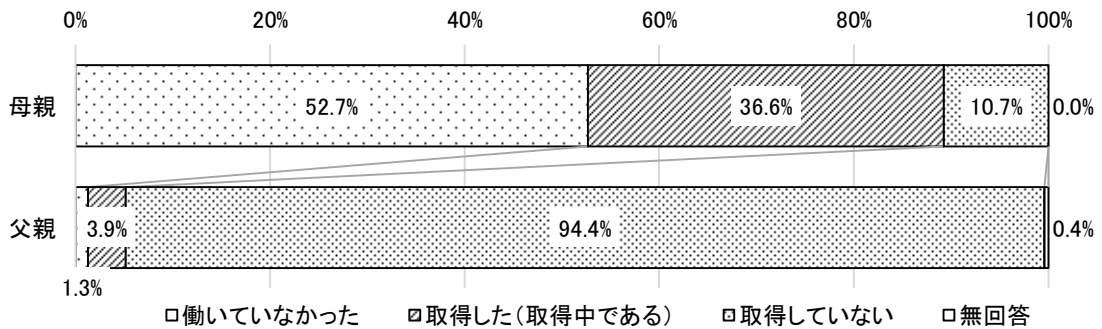
就学前児童保護者では、母親は「取得した」が51.5%、「働いていなかった」が38.6%、「取得していない」が8.9%となっています。父親は「取得していない」が84.9%、「取得した」が13.3%となっています。

小学生保護者では、母親は「働いていなかった」が52.7%、「取得した」が36.6%、「取得していない」が10.7%となっています。父親は「取得していない」が94.4%、「取得した」が3.9%、「働いていなかった」が1.3%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



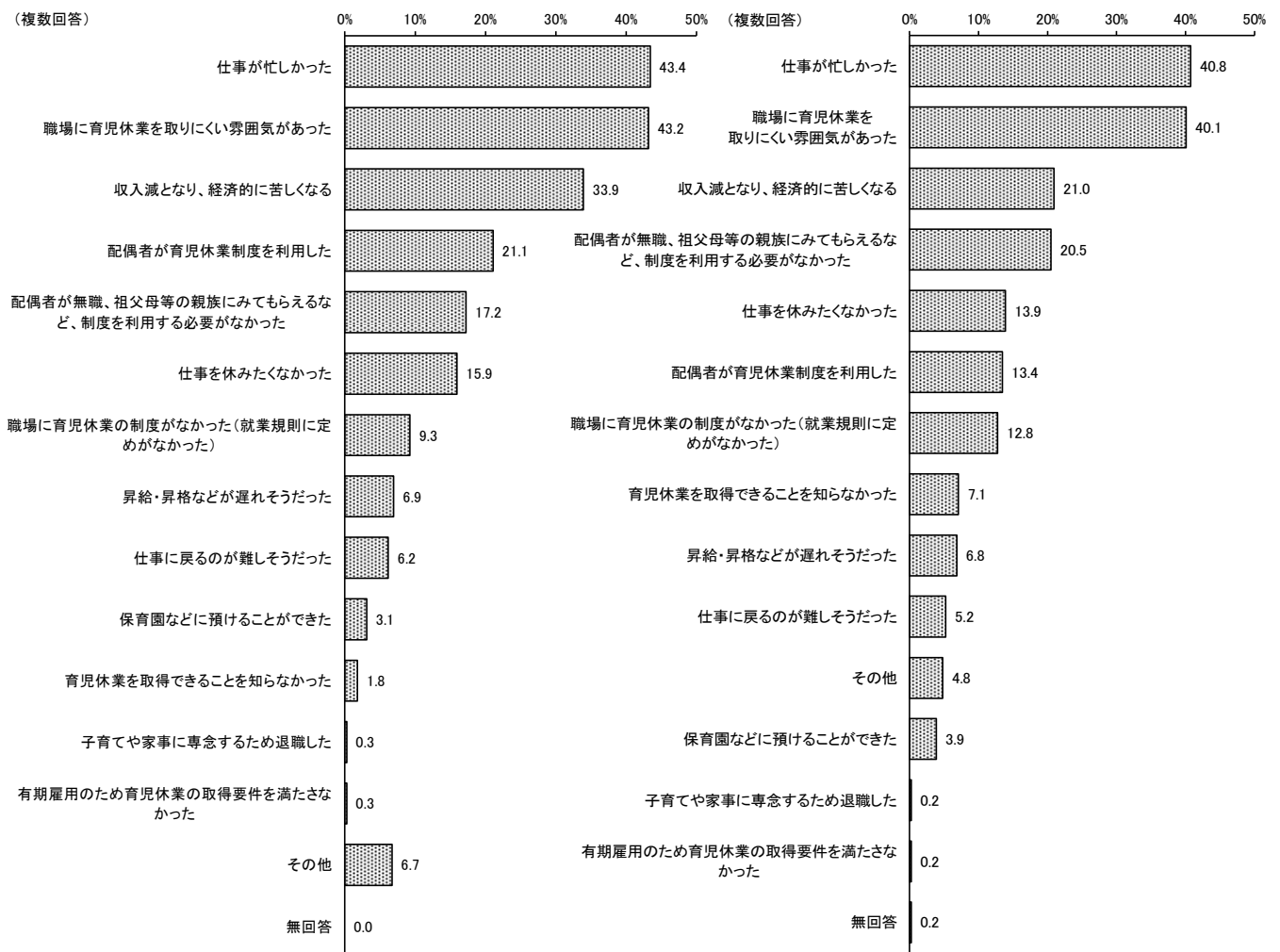
問 父親が育児休業を取得していない理由について

就学前児童保護者では、「仕事が忙しかった」が43.4%で最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が43.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が33.9%となっています。

小学生保護者では、「仕事が忙しかった」が40.8%で最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が40.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が21.0%となっています。

【就学前児童保護者】

【小学生保護者】



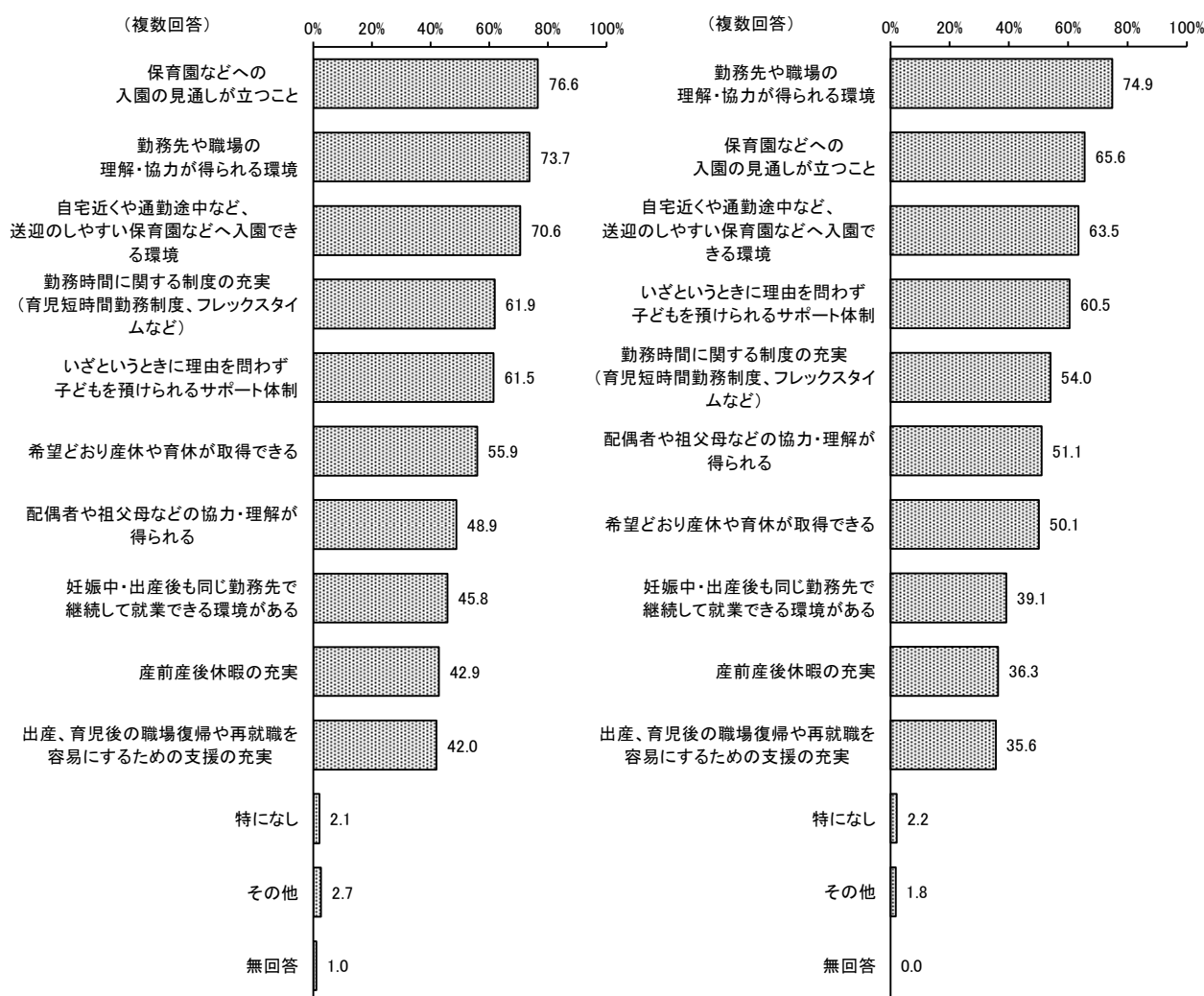
問 仕事と子育ての両立するためにあればよいと思うことについて

就学前児童保護者では、「保育園などへの入園の見通しが立つこと」が76.6%で最も多く、次いで「勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」が73.7%、「自宅近くや通勤途中など、送迎のしやすい保育園などへ入園できる環境」が70.6%となっています。

小学生保護者では、「勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」が74.9%で最も多く、次いで「保育園などへの入園の見通しが立つこと」が65.6%、自宅近くや通勤途中など、送迎のしやすい保育園などへ入園できる環境」が63.5%となっています。

【就学前児童保護者】

【小学生保護者】



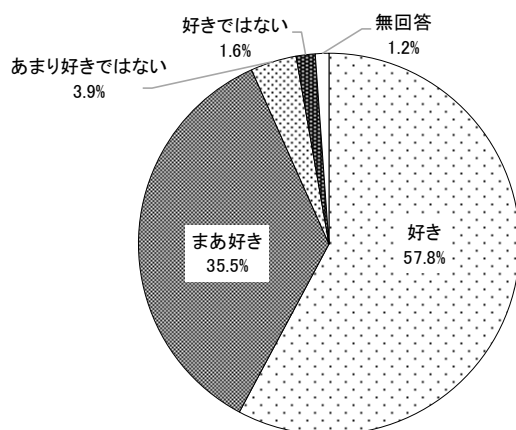
【児童・生徒】

① 東松山市への愛着について(児童・生徒)

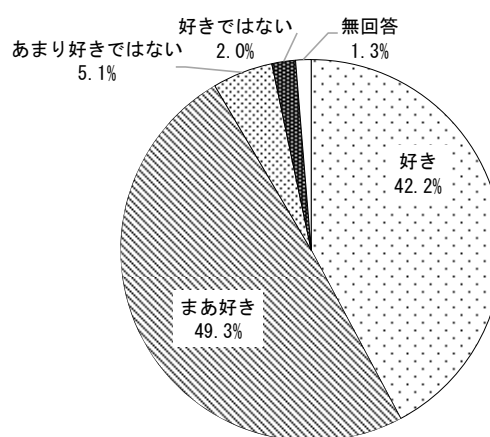
問 東松山市が好きかについて

小学生では「好き」が57.8%、「まあ好き」が35.5%、中学生では「好き」が42.2%、「まあ好き」が49.3%となっています。

【小学生】



【中学生】

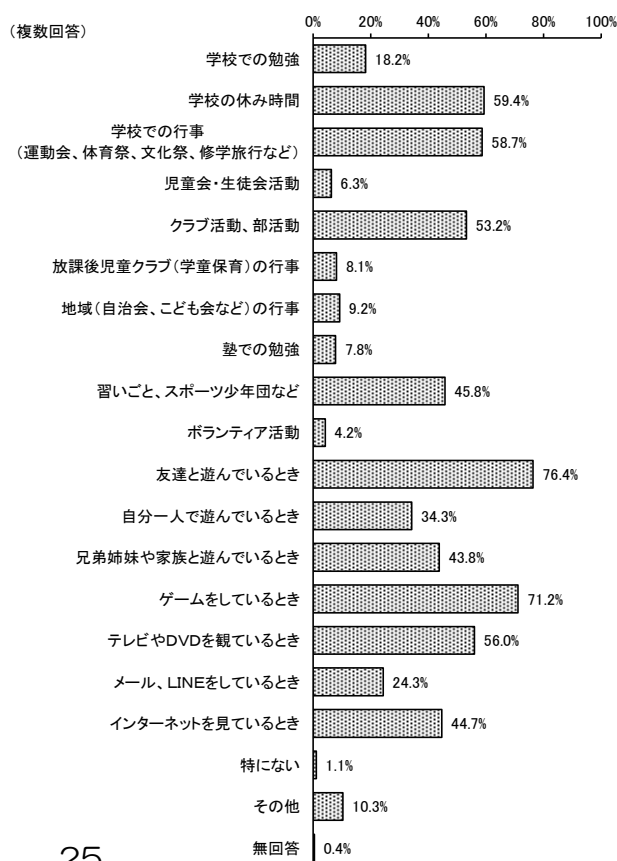


② 夢中になれることについて

問 楽しくて夢中になれることについて

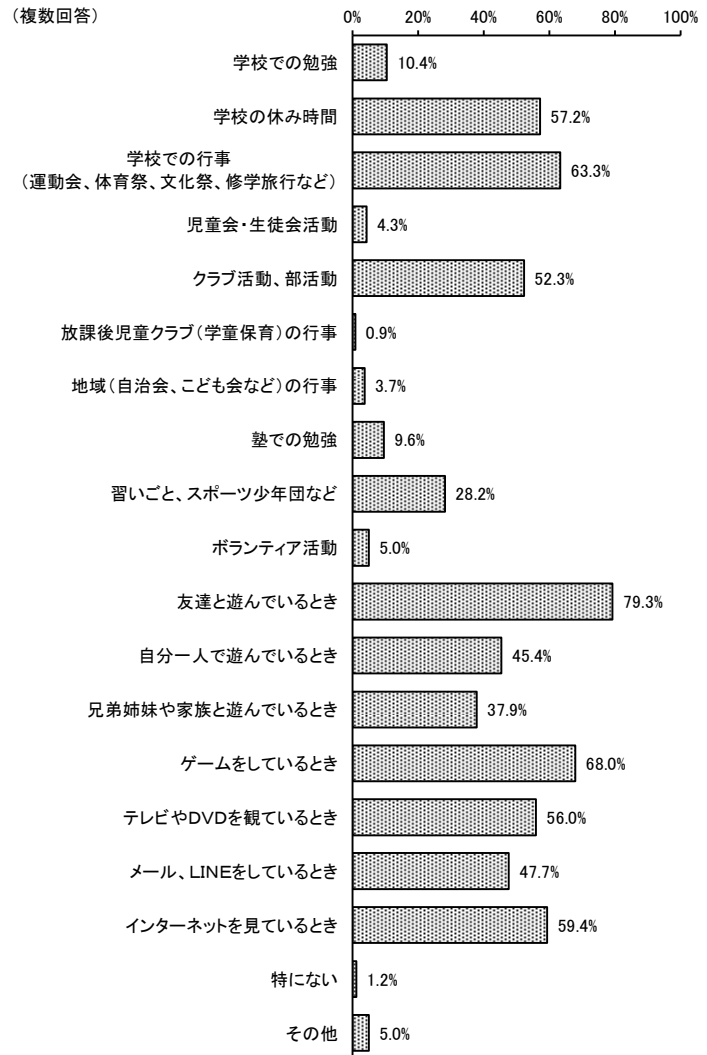
【小学生】

「友達と遊んでいるとき」が76.4%で最も多く、次いで「ゲームをしているとき」が71.2%、「学校の休み時間」が59.4%、「学校での行事(運動会、体育祭、文化祭、修学旅行など)」が58.7%、「テレビやDVDを観ているとき」が56.0%となっています。



【中学生】

「友達と遊んでいるとき」が79.3%で最も多く、次いで「ゲームをしているとき」が68.0%、「学校での行事(運動会、体育祭、文化祭、修学旅行など)」が63.3%、「インターネットを見ているとき」が59.4%、「学校の休み時間」が57.2%、「テレビやDVDを観ているとき」が56.0%、「クラブ活動、部活動」が52.3%となっています。



6 アンケート等調査結果

(1) 大学生アンケート

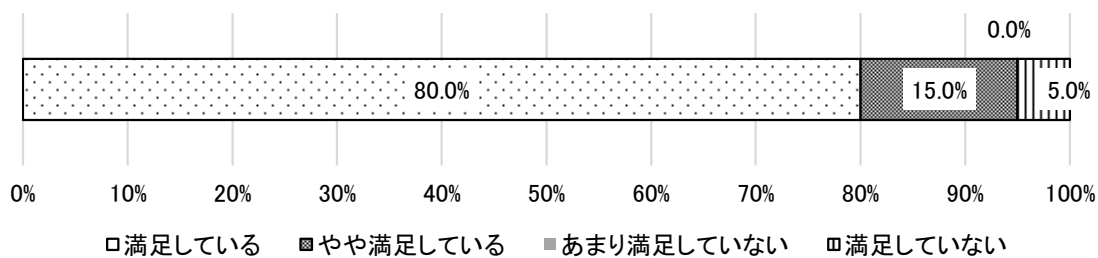
対象：東松山市役所でインターンシップに参加している大学生（20名）

日時：令和6年8月27日

会場：東松山市役所

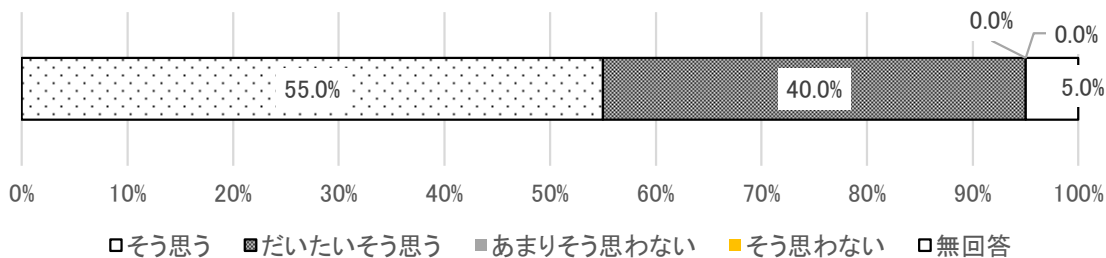
① 今の生活について

「満足している」が80.0%を占めています。



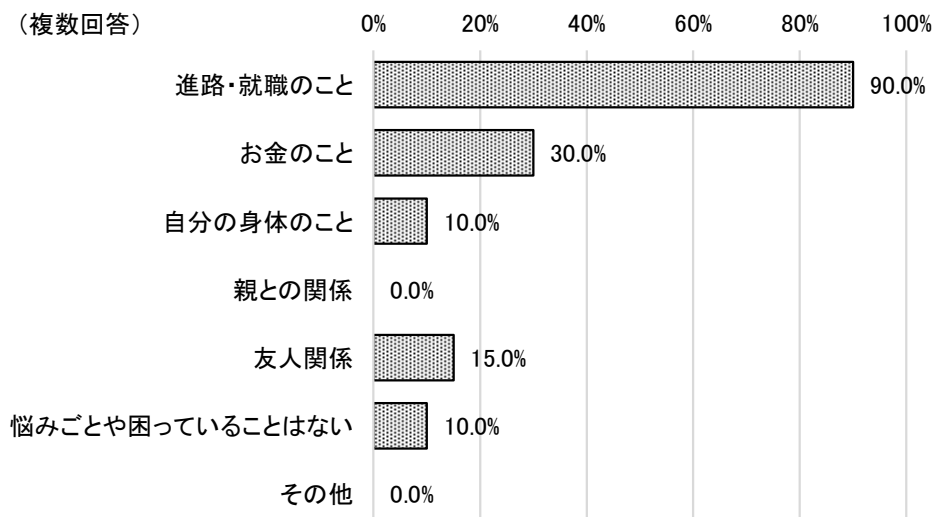
② 自分が親や友達など、周りから大切にされていると感じるかについて

「そう思う」が55.0%、「だいたいそう思う」が40.0%となっています。



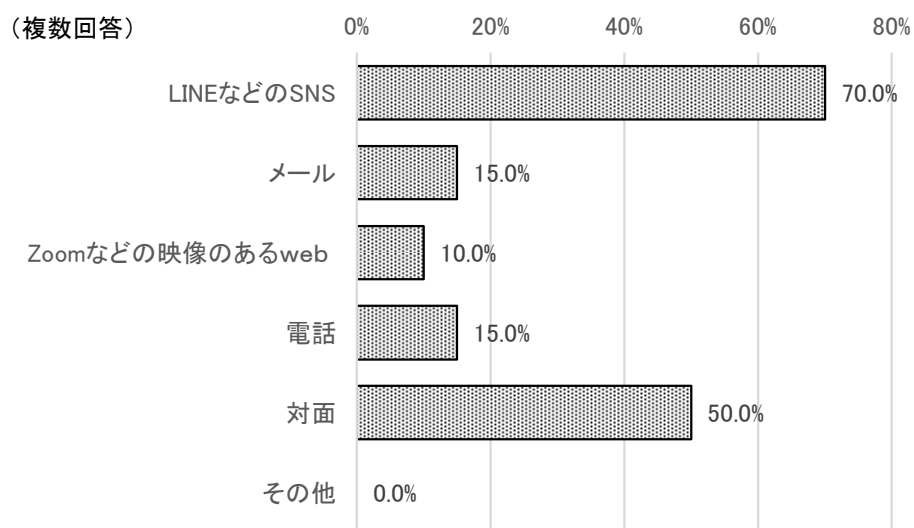
③ 悩んでいることや困っていることについて

「進路・就職のこと」が90.0%、「お金のこと」が30.0%となっています。



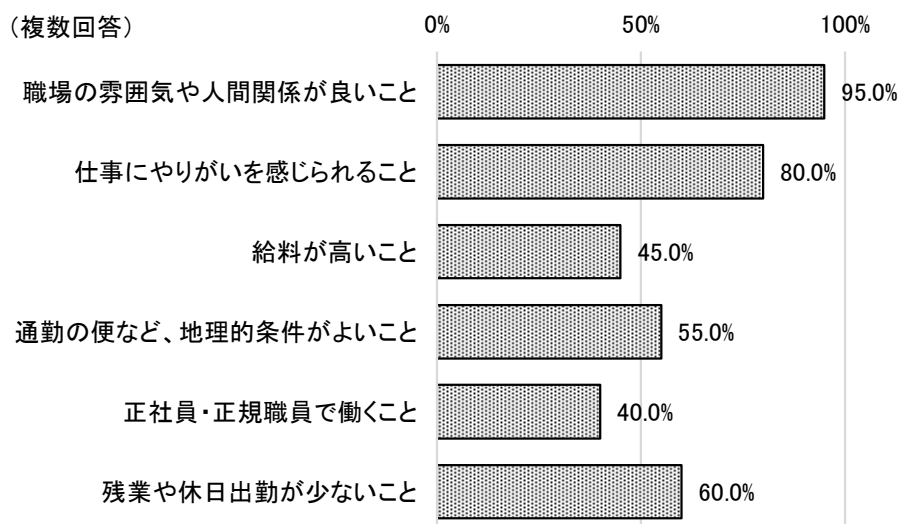
④ 相談窓口に相談する場合、利用しやすいツールについて

「LINEなどのSNS」が70.0%で最も多く、次いで「対面」が50.0%となっています。



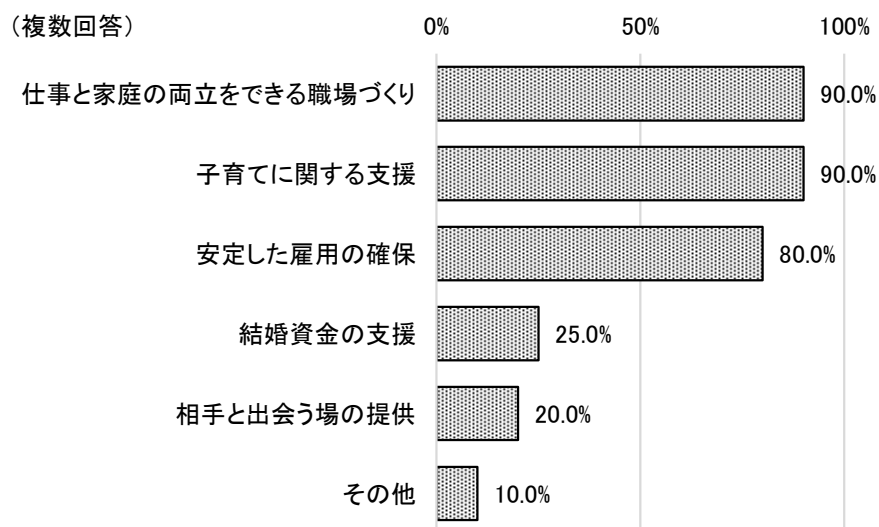
⑤ 仕事を選ぶうえで重視することについて

「職場の雰囲気や人間関係が良いこと」が95.0%で最も多く、次いで「仕事にやりがいを感じられること」が80.0%となっています。



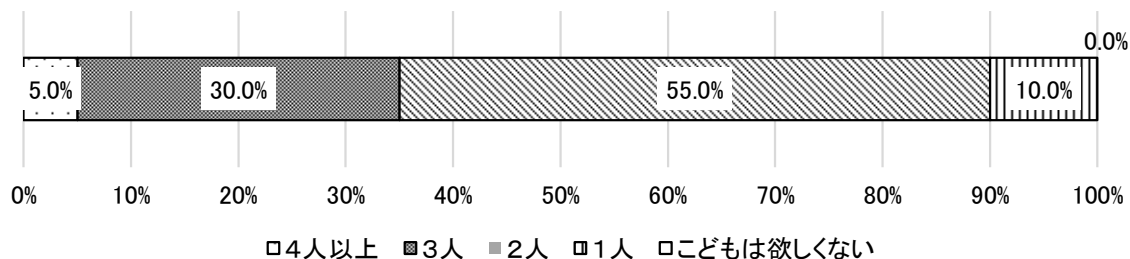
⑥ 結婚をするうえで必要と思う支援について

「仕事と家庭の両立をできる職場づくり」、「子育てに関する支援」がともに90.0%で最も多く、次いで「安定した雇用の確保」が80.0%となっています。



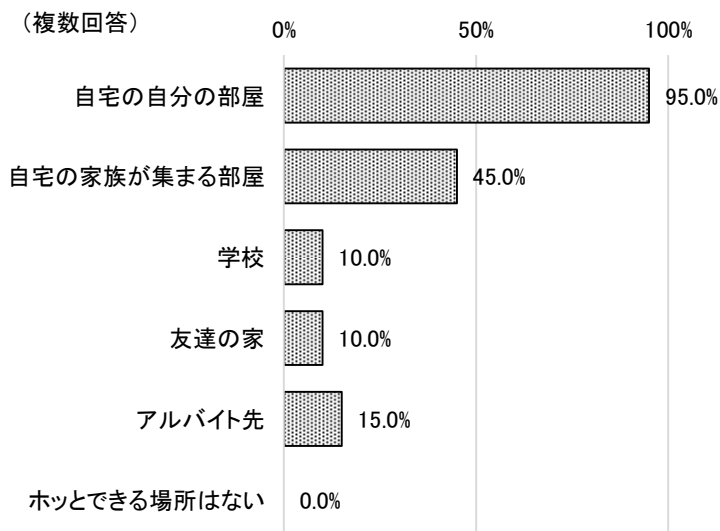
⑦ 理想のこどもの人数について

「2人」が55.0%で最も多く、次いで「3人」が30.0%となっています。



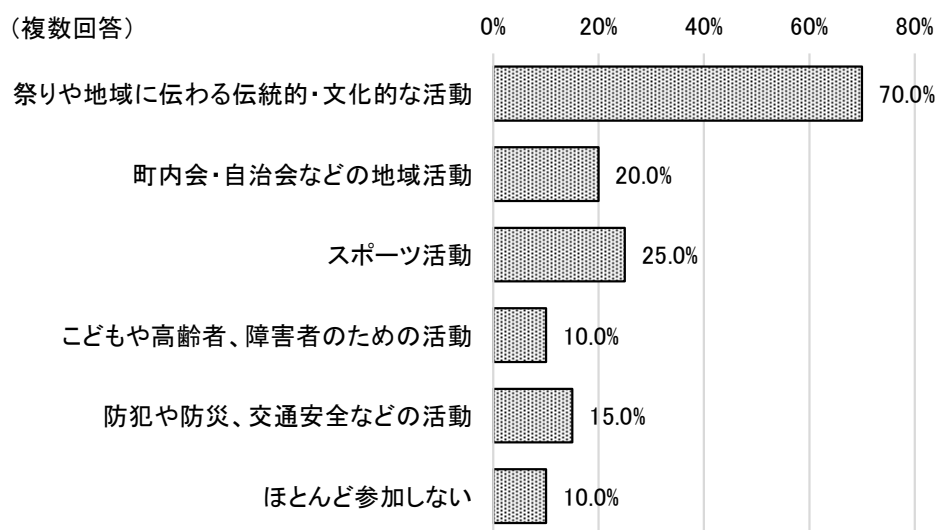
⑧ 安心する場所について

「自宅の自分の部屋」が95.0%で最も多く、次いで「自宅の家族が集まる部屋」が45.0%となっています。



⑨ 参加している地域活動について

「祭りや地域に伝わる伝統的・文化的な活動」が70.0%で最も多く、次いで「スポーツ活動」が25.0%となっています。



(2) 子育てサークル等の子育て支援関係団体アンケート等

【子育て支援関係団体アンケート】

対 象：東松山市内子育て支援関係団体

実施期間：令和6年7月9日～7月17日

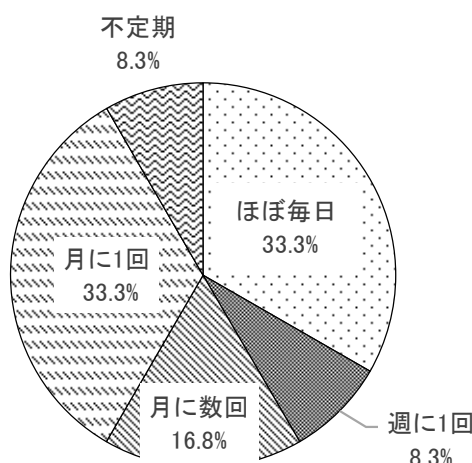
回答者数：12

① 主な参加対象者について

- ・未就学児とその保護者
- ・障害を持つ子とその保護者
- ・ふたごまたはそれ以上の多胎児と保護者

② 活動頻度について

ほぼ毎日、月に1回がともに33.3%、月に数回が16.8%、週に1回が8.3%、不定期が8.3%となっています。



③ 活動組織を立ち上げた経緯について

- ・子育てに関する悩みの解消及び子育て世代間の連携に必要な支援をし、地域や家庭における子育て環境の向上を図るため
- ・重い障害があっても、地域で暮らし、つながり、共に育ち合い学び合うことの大切さをみんなと一緒に共有し発信していく場を作りたいから
- ・地域に子育てサロンがなかったため
- ・親子の居場所を作りたいと思ったから

④ 親子の参加にいたるきっかけについて

- 育児の負担感や育児に対する不安があったため
- 障害のある子を持つ親が情報共有やつながりを求めて
- 子育て支援センター等からの紹介
- 天候に関係なく遊べる場として
- 親同士の口コミ、他サロンにての交流
- インスタグラム、チラシ

⑤ 親子と関わる際、大切にしていることについて

- みんなで話し、こどもと楽しく過ごし、笑顔でいられる時間を作ること
- 価値観を押しつけない
- ひとりひとりの個性を大切にする
- 親子の表情や様子を気にかけて、いつもと違う様子が見られたら話を聞く
- 参加者全員と話をする。
- こどもの長所を褒める
- 保護者とのコミュニケーションをとるよう心がけている

⑥ 親子と関わる中で難しい点について

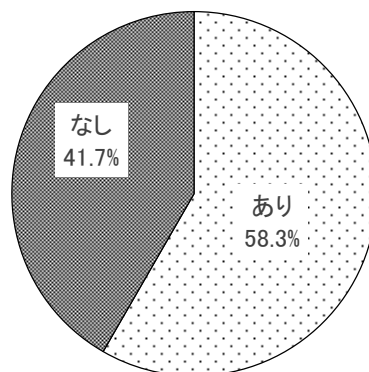
- 保護者が何を求めているのかを知ること
- スタッフがこどもを見て、親同士の話がスムーズに行くよう見守る
- それぞれの親の価値観の違い
- こどもの成長はそれぞれ違うという事を踏まえての言葉がけ
- 来てくれている親子に平等にかかわること
- こどもがいけない事をした際に親の前でこどもにスタッフが注意すること
- アドバイスした言葉から重く受け止めてしまうこともあるので気をつけている

⑦ よくある相談内容について

- 子育て世帯向けのおでかけ先について
- こどもの発達に関すること
- 離乳食、卒乳について
- こどもの生き方と親の価値観のすり合わせについて
- 小学生の不登校

⑧ 市や医療機関などの相談機関等につなげた経験について

「あり」が58.3%、「なし」が41.7%となっています。

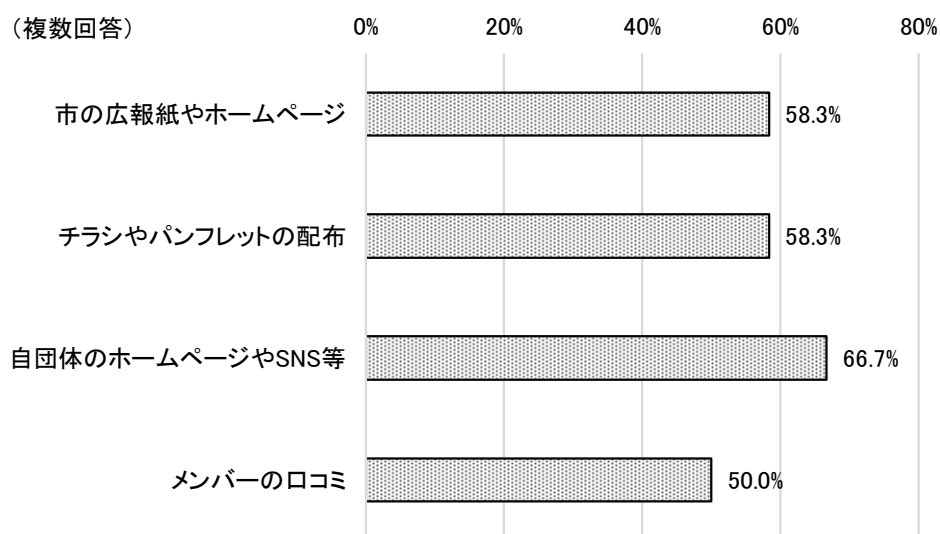


⑨ 相談しやすい環境に必要なことについて

- とにかく話を聴き、考えを押しつけない
- 聞かれていないことに対してアドバイスはしない
- 顔の見える関係づくり
- 情報の共有がとても大切と思われる
- 職員が相談しやすい環境
- 専門的なカウンセラー等に活動日に来てもらいたい

⑩ 団体の情報や活動内容の発信方法について

自団体のホームページやSNS等が66.7%、市の広報紙やホームページ、チラシやパンフレットの配布が58.3%、メンバーのロコミが50.0%、となっています。

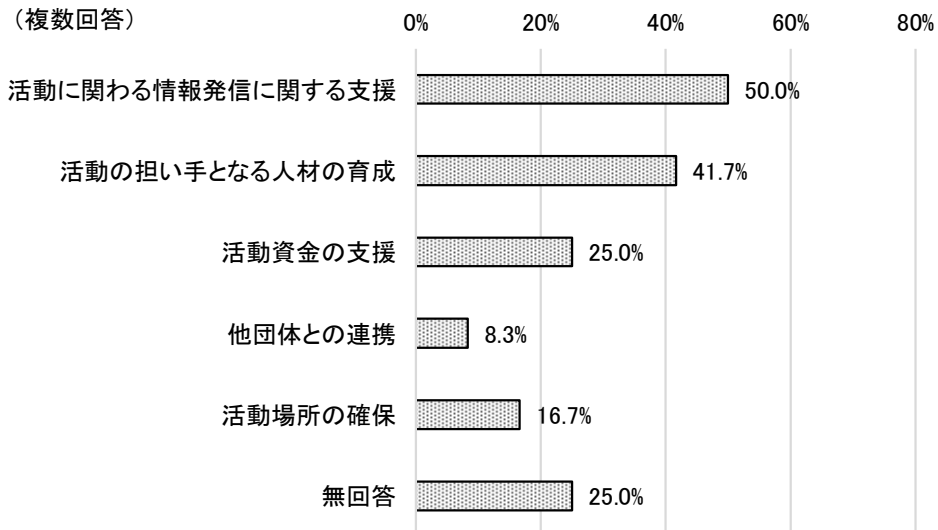


⑪ 団体の活動の中で困っていることについて

- 地域のイベントに参加するときに、おむつ替えスペースがない
- 新しい人とつながらない
- 情報を知りたい親子がいるが、個人情報の壁もあり、情報の入手が困難
- 定例会の参加者が少ない
- ボランティアスタッフの探し方がわからない
- 活動場所、会員の働きながらの活動の成立

⑫ 団体の活動を持続させるために必要なことについて

活動に関わる情報発信に関する支援が50.0%、活動の担い手となる人材の育成が41.7%、活動資金の支援が25.0%となっています。



【地域子育てあったか懇話会】

対象：東松山市内子育て支援関係団体

日時：令和6年7月17日 午前10時～12時

会場：松山市民活動センター

| 項目 | 【地域の困りごと】 | 【あったらいいなと思うこと】 |
|-------|--|---|
| 居場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇中の小中学生の居場所が少ない ・不登校児の居場所が少ない ・室内でのあそび場が少ない ・中高生の居場所が少ない ・公園が少ない ・放課後の居場所が少ない ・子育てサークル等のスタッフ不足・高齢化 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童館 ・市民プール ・長期休暇中の小中学生の居場所 ・不登校児の居場所 ・室内のあそび場 ・遅くまで遊べる場所 ・学童に入れない子が集える場所 ・世代間交流ができる場所 |
| 子育て相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児の相談相手がいない ・産後のサポートが少ない ・父親への支援が少ない ・親たちが話をできる場が少ない | <ul style="list-style-type: none"> ・父親の相談場所 ・親が友達を作れるシステム ・不登校の親子の相談機関 |
| 貧困 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への支援が少ない ・貧困のため登園できない ・ヤングケアラーへの支援が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・フードパントリー ・リユース会 ・ヤングケアラーの居場所 |
| 移動手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ソーレやマーレへの移動手段がない | <ul style="list-style-type: none"> ・ソーレ・マーレへの市内循環バスが欲しい ・無料の送迎 ・学校への送迎 |

(3) こども食堂の利用者アンケート

【こどもアンケート】

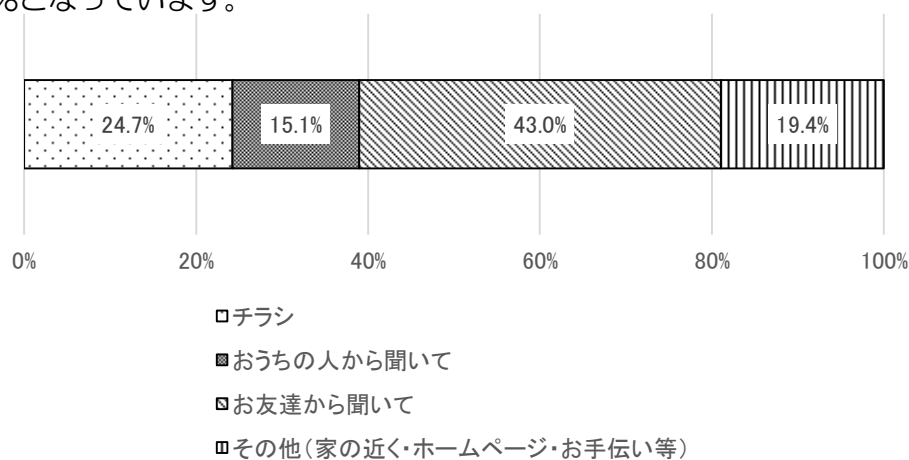
対 象：東松山市内こども食堂利用者（こども）

実施期間：令和5年11月10日～12月26日

回答者数：93

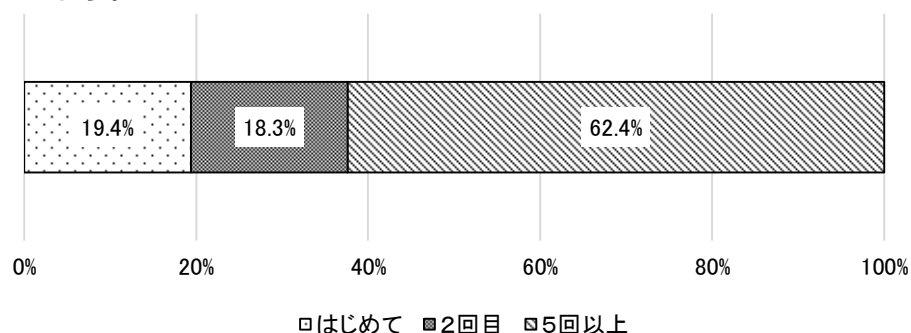
① こども食堂を知ったきっかけについて

「お友達から聞いて」が43.0%で最も多く、次いで「チラシ」が24.7%、「その他（家の近く・ホームページ・お手伝い等）」が19.4%、「おうちの人から聞いて」が15.1%となっています。



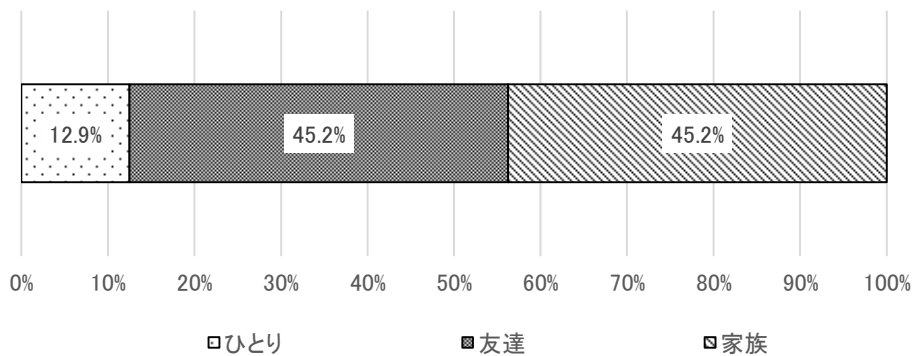
② こども食堂の利用回数について

「5回以上」が62.4%で最も多く、次いで「はじめて」が19.4%、「2回目」が18.3%となっています。



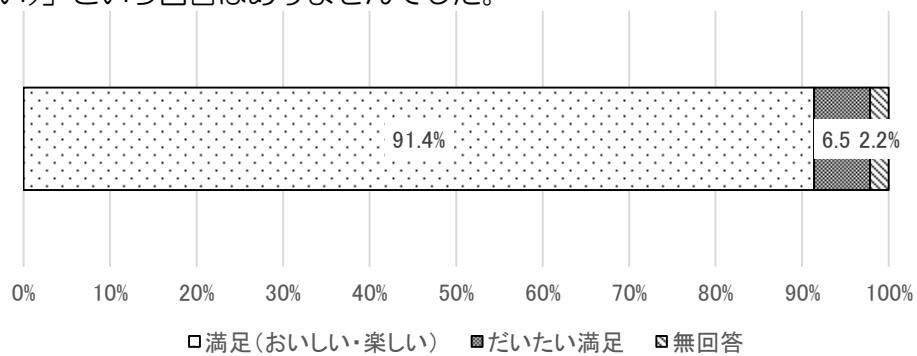
③ 一緒に来た人について

「家族」、「友達」がともに45.2%で最も多く、次いで「ひとり」が12.9%となっています。



④ こども食堂の感想について

「満足(おいしい・楽しい)」が91.4%で最も多く、次いで「だいたい満足」が6.5%となっています。「ふつう」、「あまり満足できない」、「満足できない(おいしくない・楽しくない)」という回答はありませんでした。



【保護者アンケート】

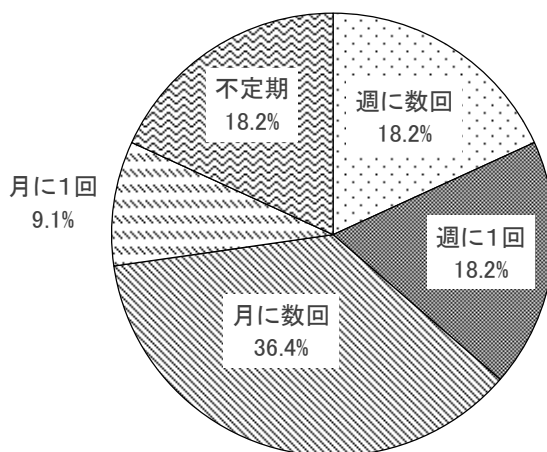
対 象：東松山市内子ども食堂利用者（保護者）

実施期間：令和6年9月6日

回答者数：11

① 利用頻度について

月に数回が36.4%、週に数回、週に1回、不定期がともに18.2%となっています。

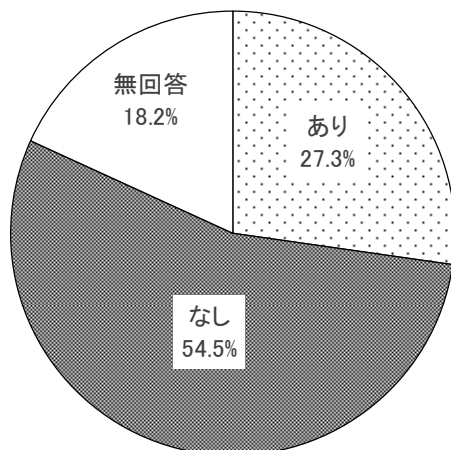


② 参加するようになったきっかけについて

- ・ 学習支援
- ・ 学校で教えてもらった
- ・ SNS等で知った
- ・ 近所だった
- ・ 妊娠して大変だったため

② 相談機関等への相談について

相談機関等への相談経験は「あり」が27.3%、「なし」が54.5%となっています。



④ 子育てなどの生活上の悩みについて

- 子育てにはお金がかかる
- こどもの発達について
- 母子家庭なので、勉強を教えてあげたくても教えられない
- 平日に病院へ連れて行くのが大変
- おだやかに過ごしたいが、余裕がなく怒ってばかりになってしまう

⑤ 相談しやすい環境に必要なことについて

- 支援センターなど、遊びに行ったついでに気軽に相談できる場所
- わかりやすい相談体制
- ラインによる相談

⑥ 子育て支援やこどもの居場所に関わる意見や提案について

- 市の学習支援の日数を増やしてほしい（中学生）
- 学習支援の場が増えるとありがたい
- 近くに学習支援がほしい

(4) こども食堂団体アンケート

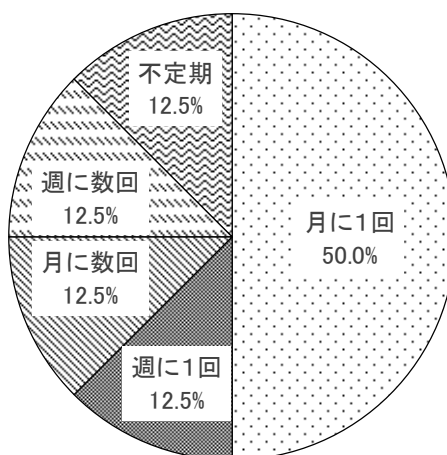
対 象：東松山市内こども食堂団体

実施期間：令和6年8月28日～9月6日

回答者数：8

① 活動頻度について

月に1回が50.0%、週に1回、月に6回、週に数回、不定期がともに12.5%となっています。



② 活動を始めたきっかけについて

- ・こどもの貧困を知って
- ・地域のコミュニケーションが取れるように
- ・こども食堂と学習支援をするため
- ・他のこども食堂運営者からの依頼

③ 利用者の参加にいたるきっかけについて

- ・学校での紹介等
- ・市の広報等
- ・団体のチラシ

④ こどもの成長や保護者の生活等における課題について

- ・「家では食べない食材も食べるようになった」、「1食でも家計には助かる」、「こども食堂に来るとほっとする」という声を聞くと、生活や子育ての大変さを感じる
- ・どこまで手を伸ばしてよいのか不明な点

- こどもたちの成長過程は今も昔もそう変わらないと思うが、「子育てに自信がもてない」、「しかり方がわからない」という声を聞くと、親の教育が必要と感じる
- こどもも保護者も、他者から世話や指導を受けることへの抵抗

⑤ 活動の中での困りごとについて

- 活動場所に機材などの保管場所がない
- 活動場所のスペースがほしい
- スタッフの高齢化
- 対象となるこどもの確保
- 調理者や講師の減少
- 原資の確保

⑥ 子育て支援やこどもの居場所に関わる意見や提案について

- 公的な場所での開催が利用者の安心や負担感なく利用できることにつながっている
- 既存団体の活動としてのこども食堂なので、人材が多く、スタッフも活躍ができ、楽しむ居場所となっている
- 子育て支援として、月に1回でも家族で気軽に食事ができる場所があることが、思っていた以上に反響を呼んでいる
- 高齢者の方の利用もあり、交流の場にもなっている
- 乳幼児を預かることがあるので、ベビーシットングがあるといいと思う
- 地域的に1つ「市の所有する居場所」を作り、各こども食堂が協力し合い、「毎日食堂」が実現すると嬉しい
- 市から受けている「こども食堂支援事業補助金」の補助額が経費総額の1/2だが、この規定を省いてほしい
- 「こども食堂支援事業補助金」の対象がこども食堂に限定されているが、困窮家庭を支援する諸活動も対象にしてほしい

7 「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」の検証と評価

「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」は、計画期間が令和2年度から令和6年度までの子ども・子育て関連3法に基づく計画で、毎年、検証と評価を実施しています。令和5年度までの主な検証・評価は以下のとおりです。

(1) 就学前における子育て家庭への支援

「地域における子育て支援の充実」については、母子保健と児童福祉の連携を図り、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの一体的な支援に取り組みました。また、リフレッシュチケット事業では、利用できる子育て支援サービスを拡充し、在宅で子育てをしている家庭の育児負担の軽減を図りました。

「妊娠期からの健康づくりに向けた支援」については、出生前から乳幼児期までの継続した支援や、産後の心身の不調が懸念される産婦を対象とした、よりきめ細かい訪問活動に取り組むとともに、必要な情報提供、助言、保健指導を積極的に実施しました。また、新生児を対象とした聴覚スクリーニング検査を実施し、聴覚障害の早期発見と適切な療育につなげました。

「教育・保育事業の推進」については、保育料の無料化を「第2子以降」に拡大し、子育て世帯における保護者負担の軽減を図りました。また、保育園の定員見直しや新たな小規模保育事業所の開設により、定員増を図りました。歩くことを通じて心身の成長を促す「歩育」は、保育園・幼稚園での日常的な取組として実施しました。

(2) 学齢期の子どもたちへの支援

「学校教育など教育環境の充実」については、学習用端末を効果的に活用し、児童生徒がICT化やグローバル化などの時代に対応できる能力の育成を図りました。また、「ノーベル物理学賞受賞者のまち」として、理科教育に対する興味・学習意欲の高揚及び世界に羽ばたく人材の育成を目的とした「夢 with Science(ウィズ サイエンス)」を実施し、児童生徒の深い学びを支援しました。

「こどもの居場所・体験機会の提供」については、多くの子育て関係団体や近隣大学との協働と、中学生ボランティアの参加による子育てイベントを行いました。放課後子ども教室⁵を10校から11校に、放課後児童クラブ⁶を17施設から21施設に増やすなど、計画的に整備を推進しました。

⁵ 放課後子ども教室についての説明は、110ページを参照。

⁶ 放課後児童クラブについての説明は、110ページを参照。

(3) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

「障害のある子どもへの支援の充実」については、統合保育実施会議を行い、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や、専門職による保育園の巡回訪問を実施し、支援を行いました。

「児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）などへの対応」については、東松山市要保護児童対策地域協議会⁷によるケース進行管理会議や虐待対応研修を実施し、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みました。そのほか、市民向けの「どならない！子育て練習講座」や女性相談を実施し、児童虐待等の未然防止への取組を推進しました。

「子どもの貧困対策の推進」については、生活に困窮している世帯に対し、就労支援や学習支援をはじめとする、それぞれの状況に応じた包括的な支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、早期の自立を支援しました。また、こどもの貧困対策や地域交流の拠点として重要な役割を果たしているこども食堂に対し、地域に根差した安定的な活動が継続できるよう、補助制度を創設しました。

(4) 青年期にかけての支援

「健全育成に向けた取組の充実」については、青少年育成東松山市民会議を中心とした青少年非行防止啓発運動である愛の一声運動や市内中学校でのあいさつ運動を継続実施しました。また、毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、協力団体との連携によりチラシを配布し、非行防止啓発活動を行いました。

「若者支援と次代の親の育成」については、乳幼児とのふれあいの推進として、市内中学校において赤ちゃん抱っこ体験を実施しました。

(5) 子育てを応援する環境づくり

「仕事と子育ての調和の推進」については、商工会との共催による労働講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行いました。また、男女共同参画の意識啓発のための講座開催や、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行いました。

「安全で子育てしやすい生活環境の整備」については、計画的な公園施設の更新や東松山ぼたん園において、親子連れの利用に配慮した施設整備を行いました。

⁷ 虐待など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、福祉事務所、警察など地域の関係機関などによって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦の支援も行う。市では、平成20年4月に設置。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成27年度から令和元年度までの「ひがしまつやま子ども夢プラン」では、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、「親・子ども・地域が手をつなぎ安心して子育てできるまち 東松山」の基本理念を定めました。

それを受け継いだ令和2年度から6年度の第2期計画は、「子育て」、「親育ち」の支援を充実させ、社会全体がつながり、こどもが心身ともに健やかに成長し、まち中にこどもの笑顔がかがやき、また、親も地域の人々も安心して子育てし、その楽しさや喜びがあふれるまちになるよう「子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」を基本理念としました。

これまでの理念を受け継ぐとともに、今般、こども基本法の制定やそれを具体化するための「こども大綱」を勸案し、すべてのこどもが将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けて、

こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山

を基本理念とします。

この基本理念にのっとり、こどもの育ちと保護者の支援、子育て環境の充実などを図り、社会全体がつながり、こどもが心身ともに健やかに成長し、まち中にこどもの笑顔と希望があふれ、また、親も地域の人々も安心して心豊かに子育てし、元気あふれるまちになるよう、必要な施策の推進を図ります。

2 基本施策

本計画の基本理念を実現するため、こどもの成長段階及びこどもの生育環境を考慮に入れ、以下の5つの基本施策のもとに本計画を推進します。

基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援

妊娠・出産から乳幼児期を通じて、親子がともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導、相談体制を充実し、小児医療体制等の周知を図るとともに、子と親の育ちを支援する地域づくりを推進します。

また、不妊治療を受ける人への支援、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援、出産後の育児に悩みや困難を抱える人への支援等を推進します。

あわせて、就学前の教育・保育の充実、各種子育て支援サービスの充実に取り組みます。

基本施策2 学齢期のこどもたちへの支援

学校においては、学齢期のこどもたちに、確かな学力と自立する力や豊かな心と健やかな体を育む教育を充実します。すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら過ごせる取組を進めるとともに、悩みや困難が生じた際には適切に援助を求められる体制を整えます。

また、保護者が安心して就労を継続でき、地域でこどもたちが健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携して、こどもが自ら学び、遊ぶことのできる居場所づくりや、多様な体験活動に取り組むとともに、こどもの悩みや不登校などへの対応を充実します。

基本施策3 青年期にかけての支援

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域と連携した非行防止の取組を充実し、こどもの心身に悪影響を与える様々な有害環境の排除に取り組みます。また、特殊詐欺や消費者被害などに青年が巻き込まれないよう、啓発に取り組みます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の暴力や性被害、予期せぬ妊娠等に悩む若年者を支援し、心身の健康を良好に保てるよう、啓発や相談対応を進めます。

青少年が将来において社会生活を円滑に営み、次代の親として育まれるための施策を推進します。経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、労働相談や生活相談等の体制を整えます。

基本施策4 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

障害のある子どもの教育・保育や地域生活の支援を充実し、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対し、地域で孤立しないよう支援を継続します。

また、子どもの権利擁護・虐待防止に関する施策やドメスティック・バイオレンス（DV）などへの対応を推進します。

子どもの貧困に対しては、教育の支援や経済的な支援等の取組を推進し、貧困の連鎖を断ち切るために総合的な支援を行います。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているいわゆる「ヤングケアラー」の問題は、子ども本人や家族に自覚がない場合もあることから、学校や地域社会で気づき必要な支援が届くよう、体制の整備を進めます。

基本施策5 子どもの育ちを応援する環境づくり

女性の就労・再就職への支援を充実するとともに、ワーク・ライフ・バランス⁸の考え方を基本に、全ての人々が仕事と家庭に生きがいをもてるよう、子育てしやすい就労環境づくりや笑顔あふれる家庭環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。

子育ての負担が女性保護者に偏らないよう、男女共同参画の視点からの啓発等を進めるとともに、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人々が子どもや子育て中の方々を応援する環境づくりに努めます。

また、街路や公園、各種公共施設等で親子が安全に、安心して地域で生活できる環境整備を行います。

⁸ やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

3 施策体系

こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山

基本施策

施策の展開

【基本施策1】
就学前における
こどもと家庭への支援

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 親と子の健康づくりに向けた支援
- 3 教育・保育事業の推進

【基本施策2】
学齢期の
こどもたちへの支援

- 1 学校教育など教育環境の充実
- 2 いじめ防止と人権教育の推進
- 3 こどもの居場所・体験機会の提供

【基本施策3】
青年期にかけての支援

- 1 健全育成に向けた取組の充実
- 2 若者支援と次代の親の育成

【基本施策4】
特別な支援を必要とする
こどもと家庭への支援

- 1 障害のあるこどもへの支援の充実
- 2 外国につながるこどもへの対応
- 3 児童虐待・DVなどへの対応
- 4 こどもの貧困対策の推進

【基本施策5】
こどもの育ちを応援する
環境づくり

- 1 仕事と子育ての調和の推進
- 2 安全で子育てしやすい生活環境の整備
- 3 こどもが意見を出しやすい環境づくり

第4章 基本施策と事業の展開

基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援

1 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族の増加や地域のつながりの希薄化などが指摘されている中、子育て支援センター・ソーレ・マーレを中心とした地域子育て支援拠点等だけでなく、社会全体で子育て中の親の不安感を軽減し、こどもの育ちと親の子育てを支えることが重要となっています。

市では、放課後児童クラブによる子育て支援事業の取組、東松山市社会福祉協議会や個人・団体による子育てサロンといった活動のほか、NPO法人東松山子育てねっとなどの子育て関係団体と連携して、「このゆびと～まれ！フェスタ」などのイベントを開催しています。今後もそれぞれの活動や子育て支援ネットワークの充実を図ります。

このほか、在宅子育て家庭のためのリフレッシュチケット事業やブックスマイル事業を実施し、子育て支援サービスの更なる充実に取り組んでいます。

子育て相談や情報提供に関しては、子育てコンシェルジュによるきめ細かな相談への対応や、子育て支援アプリでのタイムリーな情報発信を行っていますが、引き続き、相談体制の充実などの多様な子育て支援の取組を推進します。

(1) 地域における多様な子育て支援の充実

※各表の右上の数字は事業の通し番号を表します

(1) ※

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 地域子育て支援拠点事業の充実 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。 また、「東松山市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設管理を図ります。 |

(2)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 地域における子育て支援活動への支援 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 地域において開催されている子育てサークルやサロンなど、多様な子育て支援活動への支援を行います。 子育て関係団体や近隣大学との協働により、地域ぐるみで子育て支援活動に取り組みます。 |

(3)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. ファミリー・サポート・センター事業の周知 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | こどもの送迎支援や預かりなど育児援助を受けたい方(利用会員)と、育児援助を行うことを希望する方(協力会員)との相互援助活動について、チラシ配布やホームページなどで周知を図ります。 |

(4)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 託児付き講座・講演会等の実施 |
| 担当課 | こども支援課・生涯学習課 |
| 事業内容 | ボランティアの協力による託児制度の実施や利用を促し、子育て家庭が講座・講演会等に参加しやすい環境を整えます。 また、図書館では利用者向けの託児サービスを実施し、子育て家庭の図書館利用を支援します。 |

(5)

| | |
|------|---------------------------------------|
| 事業名 | 5. 世代間交流の推進 |
| 担当課 | こども支援課・保育課・高齢介護課 |
| 事業内容 | 子育て支援センターや保育園・幼稚園等の活動の中で、世代間交流を推進します。 |

(6)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 6. ブックスマイル事業の推進 |
| 担当課 | こども支援課・生涯学習課・健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | ブックスタート ⁹ やセカンドブック ¹⁰ により、絵本を介して親子で心ふれあうひとときや心豊かな時間を持つきっかけづくりに取り組みます。 また、ブックリストの配布など、子育ての中に読書を取り入れる取組を推進します。 |

(7)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. リフレッシュチケット事業の充実 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | こどもを在宅で養育する保護者に対して、市が一時保育等の子育て支援サービスの費用を負担することにより、リフレッシュの機会の提供と育児負担の軽減を図ります。 |

【新規】(8)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 8. 地域子育て相談機関の検討 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育て世帯と継続的なつながりを持ち、こども家庭センターとの連携対応を行う身近な相談機関としてのあり方を検討します。 |

【新規】(9)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 9. 災害備蓄における乳幼児用品の充実 |
| 担当課 | 危機管理防災課 |
| 事業内容 | 災害時の避難所等で乳幼児等が安全に過ごせるよう、おむつ、常温保存ミルク等の備蓄を推進します。また、避難所に授乳施設、おむつ替えスペース等の準備を進めます。 |

⁹ 赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする活動で、乳児健診時に、絵本の読み聞かせとプレゼントを行う。

¹⁰ 3歳になると急速に言葉の発達が進む（読み聞かせ黄金期）と言われており、絵本を通して健やかに成長することを願って、3歳児健診時に市内図書館で絵本と引換えのできるチケットを配布する。

(2) 子育て相談・情報提供の充実

(10)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 子育てコンシェルジュの展開 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。 |

(11)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 家庭児童相談室の充実 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育てに対して不安を持つ親が、こどもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。 |

(12)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 民生委員・児童委員との連携 |
| 担当課 | こども支援課・社会福祉課 |
| 事業内容 | ウェルカムベビー訪問などの地域の見守り活動等を行う民生委員・児童委員と連携を図ることで、相談を必要とする子育て世帯に寄り添ったきめ細やかな相談支援や情報提供を行います。 |

(13)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 家庭教育アドバイザーとの連携 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 埼玉県が実施している子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談支援、「親の学習」指導者として活動する家庭教育アドバイザーと連携を図り、気軽に相談できる相談体制を充実します。 |

(14)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 5. 子育てハンドブックの充実 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育てに関する様々な情報を掲載した子育てハンドブックの内容を充実させ、わかりやすい情報提供を行います。 |

(15)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. 子育て支援情報の発信 |
| 担当課 | こども支援課・広報広聴課 |
| 事業内容 | 子育てに関する様々な情報について子育て関係のホームページを通じ、わかりやすい情報提供を行います。 また、市の公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用します。 |

2 親と子の健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、家族関係の複雑化などの背景から、身近に相談する相手がいなく、育児について一人で悩んでいる妊産婦も少なくありません。市では、「第3次ひがしまつやま健康プラン21」により、各種健診や相談支援等の母子保健事業を推進し、親と子どもの健康づくりを支援しています。

保健センター内にこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期の一人ひとりの状況に応じたサービスの利用支援や、きめ細かい情報提供を実施し、安心して子育てできる環境づくりを進めています。

親と子どもの健康の確保については、乳幼児の食育や歯の健康づくり、子育て支援センター等での発育測定等にも積極的に取り組みます。

小児医療に関しては、こどもが突発的な事故や病気のとときに、適切な医療を受けることができるよう比企地区こども夜間救急センターや東松山消防署などの関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。

今後も、「子どもの救急ミニガイドブック」や「埼玉県救急電話相談（#7119番）」などの小児救急に関する情報について、周知を図る必要があります。

(1) 親の健康の確保

(16)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 「第3次ひがしまつやま健康プラン21」の推進 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 「第3次ひがしまつやま健康プラン21」に基づき、世代別行動目標や取組の方向性を意識した健康づくりを推進します。 |

(17)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 母子健康手帳の交付と相談 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や不安・悩みの解消、仲間づくりなどを支援します。 |

(18)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 妊婦健康診査の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 妊婦や胎児の健康状態、発育状態を定期的に確認し、安心安全な出産を迎えられるように妊婦健康診査を実施し、健診費用を助成します。 |

(19)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関することなどの相談に応じたり、子育て支援に関するサービスの情報提供などを行います。 |

【新規】(20)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 産後ケア事業の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 産後1年以内の育児不安や支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が宿泊や日帰りによるサポートで健やかな育児ができるよう支援します。 |

(21)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 6. 養育支援訪問事業の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 子育てについて不安や孤立感を抱えている家庭などを訪問し、養育に関する相談や指導を行います。 |

【新規】(22)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. 子育て世帯訪問支援事業の実施 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 家事・育児等に対して不安や孤立感を抱えている家庭などを訪問支援員が訪問し、家事・育児などの支援を行う子育て世帯訪問支援事業の実施と訪問支援の協力事業者の拡充を図ります。 |

(23)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 8. 不妊・不育に対する支援 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 不妊検査費・不育症検査費の助成を行うことにより、少子化対策及び次世代育成支援の推進を図ります。 |

(24)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 9. パンダ教室（親子教室）の開催 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 就学前の心身の発育に心配のあるこどもと親を対象に、小集団での活動を通じて発達を促す教室を開催します。 また、同じ悩みを持つ親同士の交流を促し、不安の軽減を図ります。 |

(2) こどもの健康の確保

(25)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 乳幼児健康診査（1か月児・乳児・1歳6か月児・3歳児・5歳児）の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 乳幼児健康診査を実施し、こどもの健やかな成長と病気の早期発見や養育者の育児不安の軽減を図ります。 また、健康診査の結果、必要な乳幼児に対して発達相談、精密検査などを行います。 |

(26)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 家庭訪問による支援 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 支援が必要とされる家庭に、必要に応じて保健師が訪問し、母子の健康や養育について相談と指導を行います。 |

(27)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 乳幼児健康相談、赤ちゃん相談・こども相談 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 乳児から就学前のこどもまで、広く相談を行います。こどもの健康面だけでなく、親の育児に関する相談も行います。 |

(28)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 予防接種の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 予防接種法に定められているこどもの定期予防接種を市内の医療機関において行います。 |

(12)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 民生委員・児童委員との連携（再掲） |
| 担当課 | こども支援課・社会福祉課 |
| 事業内容 | ウェルカムベビー訪問などの地域の見守り活動等を行う民生委員・児童委員と連携を図ることで、相談を必要とする子育て世帯に寄り添ったきめ細やかな相談支援や情報提供を行います。 |

(3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり

(29)

| | |
|------|------------------------------|
| 事業名 | 1. 2歳児歯科健康診査の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 幼児のむし歯予防を目的に2歳児歯科健康診査を実施します。 |

(30)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 歯科口腔保健の推進に関する条例の推進 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、こどもと親の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進します。 |

(31)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | ブレママパパ塾や乳幼児健康診査などの機会を活用し、乳幼児期の食育や離乳食の指導などを行います。 |

(32)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. こどもクッキング・栄養相談の実施 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 子育て家庭に対して、こどもクッキングなどの機会を通じて食育を推進します。 また、栄養士による食育に関する相談を行います。 |

(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供

(33)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. こどもの事故防止などの啓発 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター）・こども支援課 |
| 事業内容 | こどもに起こりやすい事故や症状について、予防法や対処法などの啓発を行います。 |

(34)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター）・こども支援課 |
| 事業内容 | 市内外の小児科や産婦人科などについての最新の情報について、広報紙やホームページなどを活用しながら周知を図ります。 |

(35)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 小児救急医療情報の提供 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター）・こども支援課 |
| 事業内容 | 子育てをしている家庭に対して、休日当番医、比企地区こども夜間救急センター、休日歯科センターなどの小児救急医療体制の周知を図ります。 |

(36)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 「子どもの救急ミニガイドブック」の周知 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター）・こども支援課 |
| 事業内容 | 埼玉県が作成した「子どもの救急ミニガイドブック」や埼玉県救急電話相談（#7119番）などの小児救急に関する情報の周知を図ります。 |

3 教育・保育事業の推進

【現状と課題】

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する段階に当たります。

保護者の就労状況等の多様化に伴い、少子化が進行する中においても、延長保育や休日保育、一時保育等の一定の需要が続くことが予想されるため、引き続き、各事業の推進を図ります。

また、こどもたちの健やかな心身の成長を支援するため、幼児期の健康の基本と考えられる栄養と運動の側面から、様々な機会を通じて、幼稚園・保育園などにおいて、更なる食育及び歩育の普及促進を図ります。

(1) 就学前の教育・保育の充実

(37)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 認可保育園の充実 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 保育を必要とするこどもへの対応として、必要に応じ認可保育園の定員の弾力化を図ります。 |

(38)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 地域における多様な保育ニーズへの対応のほか、保育需要の高い低年齢児のこどもへの対応のため、地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実を図ります。 |

(39)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 私立幼稚園等への入園に対する補助 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 3歳以上のこどもについて、保育園だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分に入園するこどもとその保護者に対し、入園料の一部を補助します。 |

(40)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 幼稚園・保育園・小学校の連携推進 |
| 担当課 | 保育課・学校教育課 |
| 事業内容 | 幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や三者連絡会の開催を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携・交流を進め、幼児教育の一層の振興を図ります。 |

(41)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 5. 認定こども園移行への支援 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 既存の私立幼稚園について、認定こども園化等新制度移行に向けた支援を実施します。 |

(42)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。 |

(2) 多様な保育サービスの充実

(43)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 延長保育の実施 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 保育時間の延長を必要とするこどもとその保護者について、柔軟な対応ができるよう利用者のニーズを踏まえ実施します。 |

(44)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 病児保育の利用促進 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 病院等に付設された専用スペースで保育をする病児保育について、チラシやホームページ等により制度を広く周知し、利用を促進します。 |

(45)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 一時保育の充実 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 家庭での保育が一時的に困難となったこどもを預かる一時保育について、案内冊子やホームページ等で各施設の詳細な情報を掲載・周知し、利用者の幅広いニーズに応えられるよう、充実を図ります。 |

(46)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 幼稚園での預かり保育の実施 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 保育を必要とするこどもへの対応として、「幼児教育・保育の無償化」制度の対象となった幼稚園での保育時間を延長する預かり保育を実施します。 |

(47)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 保護者が疾病や看護・冠婚葬祭などの理由により一時的にこどもの養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設の拡充及び利用環境の改善を図ります。 |

(48)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 6. 休日保育の実施 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 保護者が日曜日、祝日に就労や病気などでこどもを保育できない場合に、保育園において休日保育を実施します。 |

【新規】(49)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. こども誰でも通園（乳児等通園支援事業）の実施 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 保育所等において保護者の就労条件を問わず、こどもに適切な遊び及び生活環境を与える場を提供します。 |

(3) 幼稚園・保育園での食育・歩育の推進

(50)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 幼稚園・保育園などでの食育の推進 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 昼食やおやつの時間を中心に、食の大切さや栄養について教えることにより、望ましい食習慣の形成を図ります。 |

(51)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 歩育事業の推進 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 市内保育園、幼稚園での日常の園生活に歩育を積極的に取り入れ、こどもの発達や成長を促します。 |

基本施策2 学齢期のこどもたちへの支援

1 学校教育など教育環境の充実

【現状と課題】

市では、少人数教育の充実を目的とした教職員「すにいかあ職員」を各小学校に配置するとともに、9年間の学びや育ちの連続性を重視した小中連携教育の取組として、学校間の乗り入れ授業や小学校高学年における「教科担任制」を一部実施しています。

また、地域の大学と連携して、「スポーツ発見教室」を開催しているほか、親子でスポーツの楽しさを体験する「親子スポーツ教室」を開催しています。

さらに、学校応援団活動の充実や不登校児童への相談支援としてのスクールカウンセラーの派遣、いじめ問題対策連絡協議会の開催等により、各種施策を実施しています。

今後も、自立する力を伸ばすことや心身ともに健やかなこどもの育成等をねらいとし、様々な取組を実践するための教育環境の整備が必要です。

(1) 確かな学力と自立する力の育成

(52)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 少人数教育「すにいかあプラン」 ¹¹ の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 小学生を対象にした市独自の少人数教育である「すにいかあプラン」をより充実させ、こども一人ひとりに、きめ細やかな指導を行います。 |

(53)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 小・中学校9年間の一貫した教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 中1ギャップ ¹² が問題となっていることから、各小・中学校において9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組や、こどもたちの学習意欲を向上させる取組を推進します。 |

¹¹ 市費により市内の各学校に配置された職員（すにいかあ職員）によるチーム・ティーチング（複数の教員が協力して行う授業）や少人数教育。

¹² 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりするなど様々な現象。

【新規】(54)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 消費者教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 若者が自立した消費者として適切な意思決定を行い、責任ある消費行動をとることができるようにするため、発達段階に応じて、学校における消費者教育を推進します。 |

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

(55)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 道徳教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 「彩の国の道徳」(埼玉県教育委員会作成)や、「東松山市道徳科スタンダード」(市教育委員会作成)を活用した道徳教育を推進し、心を育む教育の充実を図ります。 |

(5)

| | |
|------|---------------------------------------|
| 事業名 | 2. 世代間交流の推進(再掲) |
| 担当課 | こども支援課・保育課・高齢介護課 |
| 事業内容 | 子育て支援センターや保育園・幼稚園等の活動の中で、世代間交流を推進します。 |

(56)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実 |
| 担当課 | 学校教育課・スポーツ課・生涯学習課 |
| 事業内容 | 部活動などの学校におけるスポーツ・文化活動の充実や、こどもを対象としたスポーツ・文化芸術に触れる機会の更なる充実を図ります。 |

(57)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 食に関する指導の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 小・中学校での食に関する正しい知識・理解を深め、望ましい食生活習慣を身に付けるための指導を充実します。 |

(58)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 性に関する指導の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 性に関する正しい知識と理解により、性の多様性を尊重し、適切な行動ができるこどもを育てるため、こどもたちの発達段階に応じて計画的に性教育を推進します。 |

(59)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. 読書環境の充実と取組の推進 |
| 担当課 | 学校教育課・生涯学習課 |
| 事業内容 | 学校図書室の機能強化や活性化を図ります。 また、市立図書館等においては、小学生向け読書通帳やおすすめ本リストの配布などを行い、こどもたちの読書の習慣化の取組を推進します。 |

【新規】(60)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 7. 相談しやすい体制整備 |
| 担当課 | 学校教育課・人権市民相談課 |
| 事業内容 | 「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」などの各種取組を周知し、早期に相談できる体制を整えます。 |

【新規】(61)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 8. こどもの性暴力・性被害防止と相談・支援 |
| 担当課 | 人権市民相談課・こども支援課 |
| 事業内容 | 全国の都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」について、こども・若者向けの広報の強化等により、周知徹底を図ります。 また、相談を受けたときは関係機関と連携し対応します。 |

(3) 家庭・地域の教育力の向上

(62)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 学校応援団活動の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、学校応援団の活動の充実などによる学校・家庭・地域が一体となった取組を一層推進します。 |

(63)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 家庭教育支援体制の充実 |
| 担当課 | 学校教育課・生涯学習課 |
| 事業内容 | P T A活動の活性化や親が親としての力を身につけるための「親の学習」などを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。 |

(4) 不登校児童生徒などへの支援

(64)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | こどもたちの悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育センターの臨床心理士による支援の充実を図ります。 |

(65)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 総合教育センターにおける支援の実施 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | こどもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談や、不登校傾向にある小・中学生を対象に学校復帰に向け、総合教育センター（ふれあい教室）に通うこどもたちへの支援などを行います。 |

2 いじめ防止と人権教育の推進

【現状と課題】

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。市では、いじめ問題対策連絡協議会等条例及びいじめ防止等のための基本的な方針に基づいていじめの早期発見・早期対応に取り組むとともに、被害に遭っている子どもや周囲の人が相談できる体制を整え、人権教育を通じて重大な人権侵害であるいじめを許さないという意識を醸成します。

(1) いじめ防止への対策

(66)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. いじめ防止の推進 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 市では平成26年にいじめ問題対策連絡協議会等条例及びいじめ防止等のための基本的な方針を策定しました。小・中学校では、これらに基づき、引き続き、いじめの防止に取り組めます。 |

(67)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. いじめの早期発見・早期対応の実施 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 小・中学校において、こどもの人権感覚の育成を推進します。また、家庭と連携を密にし、いじめの早期発見・早期対応に取り組めます。 |

【新規】(60)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 相談しやすい体制整備(再掲) |
| 担当課 | 学校教育課・人権市民相談課 |
| 事業内容 | 「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権SOS-eメール)」、「こどもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」などの各種取組を周知し、早期に相談できる体制を整えます。 |

(2) 人権教育の推進

【新規】(68)

| | |
|------|--------------------------------------|
| 事業名 | 1. 人権教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育課・人権市民相談課 |
| 事業内容 | 人権尊重の教育を推進することでいじめなどの人権侵害や差別防止を図ります。 |

3 こどもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

こどもたちの自主性や豊かな心と健やかな体の育成は、こどもたち自身が主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化に触れることで形成されていきます。

市では、こどもたちの放課後の居場所として、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営を引き続き進めていきます。また、こどもや親子連れが利用しやすい公園整備や維持管理を行います。

こどもたちへの多様な体験機会として、小学校では体験できないスポーツや芸術などについて学ぶ、小学生のための「子ども大学ひがしまつやま」を開催し、自然や学びに対する興味や関心を高める取組を行いました。

今後も、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、こどもの居場所・遊び場づくりなどを推進するとともに、多様な体験機会の創出を行っていく必要があります。

(1) こどもの居場所・遊び場の充実

(69)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. こどもの居場所の提供 |
| 担当課 | こども支援課・地域支援課 |
| 事業内容 | 市民活動センターにおいて、イベント開催や、こども向けの本や遊具を設置するなど、遊び場の提供を行います。 また、遊びの指導などを通して、こどもの健康を増進し、情操を豊かにする児童館などのこどもの居場所の整備について検討を行います。 |

(70)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 小・中学校の施設開放 |
| 担当課 | スポーツ課・学校教育課・教育総務課 |
| 事業内容 | 小・中学校の体育館、校庭については、スポーツ・レクリエーションの場として開放しています。教室については、学校管理上支障のない範囲で、放課後子ども教室事業等に開放します。 |

(71)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 公園の整備 |
| 担当課 | 都市計画課 |
| 事業内容 | 市内の約100か所の公園・緑地について、市民の憩いの場として、こどもや親子連れの来園者が利用しやすい公園整備を行います。遊具などについては毎月の定期点検などを行い、安全に利用できるよう適正な維持管理を行います。 |

【新規】(72)

| | |
|------|-----------------------------------|
| 事業名 | 4. 通学路の安全確保 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 通学路の点検をするなど広く情報を収集し、安全な通学路を確保します。 |

(2) 放課後児童対策の推進

(73)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 放課後児童クラブ（学童保育）の運営 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 親が共働きである世帯などの児童を対象に、放課後児童クラブにおいて、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 |

(74)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 放課後子ども教室の充実 |
| 担当課 | こども支援課・学校教育課 |
| 事業内容 | 放課後のこどもの居場所づくりの一環として、地域の方々の協力を得て取り組みます。 また、放課後児童クラブとの合同プログラムを実施し、双方の交流を深めるなど、より一層の充実を図ります。 |

(3) 多様な体験機会の充実

(75)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 市民活動センターなどでのこども向け講座の充実 |
| 担当課 | 地域支援課 |
| 事業内容 | 各市民活動センターで行われているこども向け講座や、親子で参加できる講座のより一層の充実を図ります。 |

(76)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. ボランティア教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育課・社会福祉課 |
| 事業内容 | 学校や社会福祉協議会と連携し、こどもたちにボランティアの意義、目的を理解してもらうためボランティア教育を実施します。 |

(77)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 子ども大学実施の推進 |
| 担当課 | 生涯学習課 |
| 事業内容 | こどもの学ぶ力を育み、地域でこどもを育てる仕組みをつくるため、近隣の大学と連携を図りながら、子ども大学 ¹³ の実施を推進します。 |

(78)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 子ども会活動への支援 |
| 担当課 | 生涯学習課 |
| 事業内容 | 現在、市内には約80の子ども会が活動をしています。子ども会育成者連絡協議会により連携を図り、各地区の子ども会活動を支援します。 |

(79)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 高校生・大学生との交流の推進 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 市内及び近隣の高校、大学と連携し、高校生・大学生とこどもたちの交流を推進します。 |

¹³ 小学4年生から6年生までを対象にして、地元の大学キャンパスなどで、大学教授や地域の専門家から学ぶ取組。

(80)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 6. 青少年相談員との協働 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 地域におけるこどもたちの健やかな育成を図るため、青少年相談員 ¹⁴ と協働し、子ども会の行事やレクリエーション活動を充実します。 |

(81)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 7. 自然とふれあうことができる体験講座の充実 |
| 担当課 | こども支援課・環境政策課 |
| 事業内容 | ハイキングや登山など、こどもが自然とふれあうことができる体験講座を実施します。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 8. 夢や目標の発見につながる機会の提供 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | こどもたちが将来、社会人・職業人として自立していくことにつながるよう、夢や希望を持ち、目標に向かって自らの可能性に挑戦する機会の提供を図ります。 |

¹⁴ 埼玉県知事の委嘱を受け、「地域のお兄さん、お姉さん」としてこどもたちの健やかな成長を応援するために活動する青年ボランティア。

基本施策3 青年期にかけての支援

1 健全育成に向けた取組の充実

【現状と課題】

情報化社会の進展等に伴い、スマートフォンなどの情報端末を介して、子どもたちがいじめ・非行・犯罪被害に巻き込まれるなど、青少年を取り巻く環境が大きく変化し、問題も多様化・複雑化しています。

市では、健全育成に向けた取組について、東松山モデル「つなぐ」の仕組みを運用するとともに、愛の一声運動を継続実施しています。

こどもの非行防止については、教育委員会に生徒指導専門職員を配置し、学校間の連絡調整や関係機関との連携強化を図っています。また、発達段階に応じ、情報モラルや性犯罪防止などの非行防止教室を実施しています。

雑誌やインターネット等のメディア上での性や暴力等に関する有害情報やインターネット上のいじめ等は、子どもたちの生活に悪影響を与えることが懸念されるため、各小・中学校において、携帯電話やスマートフォンの安全な使用についての講座等を実施しています。

今後も、次代の社会を担う青少年・若者を支援するこれらの取組を充実させていくことが必要です。

(1) 非行防止の取組の充実

(83)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 愛の一声運動の推進 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 青少年育成東松山市民会議を中心として、参加団体の協力を得ながら、青少年非行防止啓発運動である愛の一声運動を推進します。 |

(84)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 青少年育成推進員・少年指導委員との協働 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 青少年育成埼玉県民会議（埼玉県知事）が委嘱している青少年育成推進員会と埼玉県公安委員会が委嘱している少年指導委員と連携を図り、青少年の非行防止に取り組みます。 |

(85)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 非行防止教室の推進 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 各小・中学校で、人を思いやる心や正しい知識の習得に重きを置いた非行防止教室を行います。 |

(2) 有害環境の排除

(86)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 有害環境の排除 |
| 担当課 | こども支援課・学校教育課・健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | こどもを犯罪被害から守るため、喫煙、飲酒、薬物の危険性について正しく理解するための啓発を行います。 |

(87)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. インターネットの適切な利用に関する啓発 |
| 担当課 | 学校教育課・こども支援課 |
| 事業内容 | インターネットの長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害、トラブルを防止するために、インターネットの適切な利用について啓発を行います。 |

2 若者支援と次代の親の育成

【現状と課題】

こども・若者を取り巻く社会環境は少子化、核家族化、情報化などの影響を受け大きく変化し、いじめ、虐待、ニート、ひきこもり、貧困などの困難を抱えるこども・若者の問題が顕在化しています。

市では、命の教育の実践として乳幼児とふれあう赤ちゃん抱っこ体験を市内中学校において実施しています。

また、生徒指導専門職員による登校に課題を抱える児童・生徒の支援や、定期面談及び電話による継続支援を実施しています。

今後も、青少年・若者が社会の中で自らの居場所を見つけるための支援や親になることを考えるための機会の提供など、将来に希望を持てるよう支援していく必要があります。

(1) 若者の就職支援

(88)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 地域に根ざすキャリア教育の実施 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | こどもたちが、ふるさと東松山への愛着や誇りを持ち、自分の将来の夢を育むことができるよう家庭・地域社会・関係機関と連携して地域に根ざしたキャリア教育を推進します。 |

(89)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 就労支援の情報提供 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 事業内容 | 埼玉県やハローワークと連携し、就労支援の情報提供をチラシやホームページなどで行います。 |

(2) 次代の親の育成

(90)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 乳幼児とのふれあいの推進 |
| 担当課 | こども支援課・保育課・学校教育課 |
| 事業内容 | 幼稚園・保育園などへの訪問や各中学校で赤ちゃん抱っこ体験を実施し、乳幼児とのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。 |

(91)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進 |
| 担当課 | 学校教育課・人権市民相談課 |
| 事業内容 | 男女共同参画社会を形成するため、学校教育の場において、年齢に応じた教育、学習を行います。 |

(3) 若者支援の充実

(92)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 社会とのつながりの創出 |
| 担当課 | こども支援課・地域支援課 |
| 事業内容 | 若者が自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、地域や企業、NPOなどの参画も得ながら、地域の様々な活動（夏祭りや清掃活動など）への参加機会の拡充を図ります。 |

(93)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. ひきこもり状態にある若者への支援 |
| 担当課 | 障害者福祉課 |
| 事業内容 | 東松山市ひきこもり等支援連絡会議を中心にひきこもり状態にある若者への支援を行います。 |

(94)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 児童・生徒が目的意識を明確にし、自己の進路を主体的に選択できるように、成長段階に応じたキャリア教育を実施します。 |

(95)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. いじめ不登校に対する支援の実施 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | いじめ防止プログラム、学校相談員を活用して教育相談活動の充実を図ります。 また、不登校の解消・学校復帰を目指す「ふれあい教室」（適応指導教室）の充実を図ります。 |

(96)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 高校生への奨学資金の給付 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 経済上の理由で学資の支出に困難を抱えている成績優秀、品行方正及び身体強健で、市内中学校を卒業した市内在住の高校生に奨学資金を給付します。 |

【新規】(97)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. 若者への奨学金返還支援の実施 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 奨学金返還者の経済的負担を軽減し、若者が将来に希望を持てるまちの実現を図ることを目的として、奨学金返還者に対して支援を行います。 |

(98)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. 生活困窮世帯に対する相談支援 |
| 担当課 | 社会福祉課 |
| 事業内容 | 生活困窮世帯のこどもに対し「進学・就労」「住まい」「家計」などの生活の困りごとについて、関係機関と連携し、包括的な相談支援を行うことで、世帯の自立を支援します。 |

【新規】(99)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 8. 予期せぬ妊娠等への相談支援 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 予期せぬ妊娠等に悩む若年者に対して相談支援を行い、医療・福祉等の適切な支援につなげます。 |

基本施策4 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、乳幼児期は早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要とされ、早期発見・早期支援の対応が求められています。

市では、統合保育実施会議を設置し、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や保育園等への巡回訪問による支援を行っています。

また、特別支援教育の充実として、個別の指導計画に基づき、介助員を配置するなど必要な支援を行い、総合教育センターでは、電話や来所による就学支援の指導助言を行います。

障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組、障害等の早期発見・治療を図るための乳幼児の健康診査などを推進することも必要です。

身近な地域で安心した生活を送るためには、障害のある子どもがその可能性を十分に伸ばし、一人ひとりの希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

東松山市地域自立支援協議会の取組を通じ、障害のある子どもの地域生活を支えるため、療育や進路選択などに関する支援を引き続き行います。

(1) 障害のある子どもの教育・保育の充実

(100)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 幼稚園・保育園などでの障害のある子どもの受入れ体制の充実 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 幼稚園・保育園などにおいて、障害のある子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図ります。 |

(101)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 幼稚園・保育園などへの巡回訪問の実施 |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 障害のある子どもが通う幼稚園・保育園などを訪問し、集団生活が行えるように、本人とスタッフの支援を行う巡回訪問を継続して実施します。 |

(102)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 特別支援教育の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 特別支援教育では、特別な教育的支援を要することも一人ひとりの特性に応じ、適切な指導と必要な支援を行います。 |

(2) 障害のあるこどもの地域生活の支援

(103)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 「東松山市市民福祉プラン」に基づく支援の充実 |
| 担当課 | 障害者福祉課 |
| 事業内容 | 「東松山市市民福祉プラン」に基づき、障害のあるこどもの育ちや学び、日常生活にかかる支援、文化・スポーツ活動の機会を充実します。 |

(104)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 障害児通所支援の充実 |
| 担当課 | 障害者福祉課 |
| 事業内容 | 様々な障害のあるこどもが地域で適切な療育支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の充実を図ります。 |

(105)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 東松山市地域自立支援協議会との連携 |
| 担当課 | 障害者福祉課 |
| 事業内容 | 東松山市地域自立支援協議会に設置した「障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議」や「進路支援連絡会議」などの活動により、障害のあるこどもの療育や進路選択などに関する支援を行います。 |

(106)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 特別児童扶養手当などの支給 |
| 担当課 | 障害者福祉課 |
| 事業内容 | 国・県の制度に基づき、障害のあるこどもや障害のあるこどもを養育している人を対象に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、自立支援医療（育成医療）を支給します。 |

2 外国につながる子どもへの対応

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、外国人市民が増加傾向にあります。外国につながる子どもや保護者等に対し、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進することが大切です。

(1) 外国につながる子どもへの支援

【新規】(107)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 外国につながる子どもへの支援 |
| 担当課 | 子ども支援課 |
| 事業内容 | 海外から帰国した子どもや外国籍の子ども等が入園・入学手続きや子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュが可能な支援を行います。 |

3 児童虐待・DVなどへの対応

【現状と課題】

全国的に児童虐待相談件数は年々増加の傾向にあります。これは、虐待の可能性ある状態が見逃がされなくなっていることであり、必ずしも悪いことではありません。しかしながら、こどもの生命が奪われるなど重大な事例も発生し、深刻な社会問題となっており、こどもの生命、安全で安心な生活を社会全体で守ることが必要となっています。

市では、児童虐待の早期発見と早期対応のため、東松山市要保護児童対策地域協議会における会議や研修会の開催、日々の事例対応を通じて、関係機関との連携強化を図っています。また、家庭児童相談室では、専門の相談員が養護相談、育成相談をはじめ、こどもに関する様々な問題に対応しています。

児童虐待の未然防止としては、「すくすく子育て練習講座」を開催するほか、11月の児童虐待防止推進月間では、オレンジリボンキャンペーンを行い、児童虐待防止のための啓発活動に取り組んでいます。

今後も、専門職の適切な配置と一層の関係機関との連携により、児童虐待の防止やDV（ドメスティック・バイオレンス）・女性相談等、特別な支援を必要とするこどもや家庭に対しての支援やこどもの権利擁護に関する啓発を継続して推進していくことが重要です。

(1) 児童虐待防止の推進

(108)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 児童虐待防止対策の推進 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等において、会議や通告対応を通じて連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組めます。 また、広く市民から情報を得るための広報活動を行います。 |

(109)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. こども家庭センター事業の充実 |
| 担当課 | こども支援課・健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 妊産婦、子育て世帯及びこどもに関する相談支援をつなぐマネジメント（サポートプラン作成）及び子育て世帯の支援体制構築等を行い、児童福祉と母子保健の切れ目のない支援と連携強化により、ワンストップの相談支援を行います。 |

(11)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 家庭児童相談室の充実（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育てに対して不安を持つ親が、こどもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。 |

(110)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 「すくすく子育て練習講座」の実施 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育てに悩む保護者などを対象に、体験型子育て練習講座や参加者の日々の子育ての話を聞きながら、講座のエッセンスを織り交ぜた会話形式を実施し、育児の負担軽減や児童虐待の予防を図ります。 |

(2) DV・女性相談の充実

(111)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. DV（ドメスティック・バイオレンス）・女性相談の充実 |
| 担当課 | 人権市民相談課 |
| 事業内容 | DV（ドメスティック・バイオレンス）などの暴力被害は、配偶者暴力相談支援センターを核として、警察、県、関係機関などと連携し相談体制の充実を図ります。 また、人間関係、家族・夫婦（パートナーを含む）間における問題、女性特有の問題などについて相談体制の充実を図ります。 |

(3) こどもの権利擁護の推進

(112)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. こどもの権利擁護に関する啓発の推進 |
| 担当課 | 人権市民相談課・こども支援課 |
| 事業内容 | 市民に対してあらゆる機会を通じて、「こどもの意見表明権」を重視したこどもの権利擁護を図るための啓発活動を推進します。 |

4 こどもの貧困対策の推進

【現状と課題】

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、令和3年の日本のこどもの貧困率は11.5%で、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている全国の小・中学生の割合は、令和4年度で13.9%とされています。高等学校や大学等への進学率は、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭のこどもは、全世帯のこどもと比べて、低い水準となっています。

市では、こどもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭などへの支援策として、生活の安定と自立促進のために児童扶養手当や高等職業訓練促進給付金などを支給しています。また、就学援助制度の実施により、要保護児童等を対象に小・中学校の学用品費や給食費を援助するなど、貧困の連鎖を断ち切るような様々な支援を行っています。

今後も、教育の支援、生活の安定に資するための支援等のこどもの貧困対策に関する有効な施策を充実させていくことが必要です。

(1) 教育の支援

(39)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 私立幼稚園等への入園に対する補助（再掲） |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 3歳以上のこどもについて、保育園だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分に入園するこどもとその保護者に対し、入園料の一部を補助します。 |

(42)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上（再掲） |
| 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。 |

(64)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実（再掲） |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | こどもたちの悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育センターの臨床心理士による支援の充実を図ります。 |

(65)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 総合教育センターにおける支援の実施（再掲） |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | こどもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談や、不登校傾向にある小・中学生を対象に学校復帰に向け、総合教育センター（ふれあい教室）に通うこどもたちへの支援などを行います。 |

(113)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 経済的に困窮するこどもに対する学習・生活支援 |
| 担当課 | 社会福祉課 |
| 事業内容 | 経済的に困窮する中学生・高校生に対する学習支援教室を開催するとともに、世帯も含めて対象とする生活支援や受験料補助を行います。 |

(114)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. 就学援助制度の実施 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の世帯を対象に、小・中学校の就学に必要な学用品費や給食費などを援助します。 |

(96)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. 高校生への奨学資金の給付（再掲） |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 経済上の理由で学資の支出に困難を抱えている成績優秀、品行方正及び身体強健で、市内中学校を卒業した市内在住の高校生に奨学資金を給付します。 |

(2) 生活の安定に資するための支援

(10)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 子育てコンシェルジュの展開（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。 |

(11)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 家庭児童相談室の充実（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育てに対して不安を持つ親が、こどもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。 |

(17)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 母子健康手帳の交付と相談（再掲） |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や不安・悩みの解消、仲間づくりなどを支援します。 |

(98)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 生活困窮世帯に対する相談支援（再掲） |
| 担当課 | 社会福祉課 |
| 事業内容 | 生活困窮世帯のこどもに対し「進学・就労」「住まい」「家計」などの生活の困りごとについて、関係機関と連携し、包括的な相談支援を行うことで、世帯の自立を支援します。 |

(89)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 5. 就労支援の情報提供（再掲） |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 事業内容 | 埼玉県やハローワークと連携し、就労支援の情報提供をチラシやホームページなどで行います。 |

(115)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. こどもの居場所づくりに関する支援 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | こども食堂や学習支援に取り組む団体・個人について、運営費の補助を行うとともに、市民へ活動内容の周知を行います。 また、市イベント等でのフードドライブ実施時は、同団体・個人へ食品の提供を行います。 |

(116)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭などの経済的自立や、扶養しているこどもの福祉増進のため、埼玉県が行っている資金の貸付制度について周知を図ります。 |

(117)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 8. 安定した住環境づくりの推進 |
| 担当課 | 住宅建築課 |
| 事業内容 | 住まいの確保が必要な方へのセーフティネットとして、市営住宅等の情報提供を行います。 |

(118)

| | |
|------|---------------------------------|
| 事業名 | 9. ヤングケアラーの実態把握及び相談支援の充実 |
| 担当課 | こども支援課・学校教育課・障害者福祉課・高齢介護課・社会福祉課 |
| 事業内容 | ヤングケアラーの実態把握に努め、相談支援を充実します。 |

(3) 保護者に対する就労の支援

(90)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 就労支援の情報提供（再掲） |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 事業内容 | 埼玉県やハローワークと連携し、就労支援の情報提供をチラシやホームページなどで行います。 |

(119)

| | |
|------|-------------------------------|
| 事業名 | 2. 創業支援の充実 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 事業内容 | 商工会と連携し、創業塾や創業セミナー、創業相談を行います。 |

(120)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 高等職業訓練促進給付金などの支給 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭の就労を支援するため、就業に結びつきやすい資格の取得を目的として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給します。 |

(4) 経済的支援

(121)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 児童手当・こども医療費の支給 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 国・県の制度に基づき、18歳年度末までの児童を養育している人に児童手当を支給し、また、同年度末までのこどもを対象として「こども医療費」を支給します。 |

(122)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 児童扶養手当などの支給 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 国・県の制度に基づき、ひとり親家庭などの自立やこどもの福祉増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を支給します。 |

(123)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 遺児手当の支給 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 遺児（父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童）を扶養している市内在住の方に遺児手当を支給します。 |

(124)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 生活保護の実施 |
| 担当課 | 社会福祉課 |
| 事業内容 | 生活保護の実施により、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行います。 |

基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての調和の推進

【現状と課題】

市の女性の労働力率は以前よりも各年代で高まり、30歳代前後の女性の就労率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっていることから、保育所等の整備や企業の育児休業制度の充実により、子育てしながら働ける環境が構築されつつあると考えられますが、更なる「M字カーブ」の解消に向けた取組が必要です。

「子ども・子育て支援に関するアンケート結果」によると、こどもが生まれた時の育児休業取得率は母親が51.5%に対し、父親の育児休業取得率は13.3%になっています。

市では、女性の就労支援と再就職のための情報提供を行うほか、男女共同参画の意識啓発のための講座などを開催していますが、引き続き、国・県や関係団体と連携して広く啓発活動などを行い、多様な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

(1) 女性の就労・再就職への支援

(125)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実 |
| 担当課 | 商工観光課・人権市民相談課 |
| 事業内容 | 職業能力開発講座を始めとする講演会や起業、その他の女性の就労支援のための情報提供をチラシやホームページなどで行います。 |

(119)

| | |
|------|-------------------------------|
| 事業名 | 2. 創業支援の充実（再掲） |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 事業内容 | 商工会と連携し、創業塾や創業セミナー、創業相談を行います。 |

(2) 多様な働き方の推進に係る啓発

(126)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 |
| 担当課 | 人権市民相談課・商工観光課 |
| 事業内容 | 市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう、普及啓発を推進します。 |

(127)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 認定マーク（くるみん）の周知 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 事業内容 | 「子育てサポート企業」として厚生労働省から認定を受けた証である「くるみんマーク」について、市内事業者の働き方の見直しに向けた取組を促進するため、周知を図るとともに意識啓発を推進します。 |

(3) 男女共同参画の意識づくり

(128)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 男女共同参画の意識啓発 |
| 担当課 | 人権市民相談課・学校教育課 |
| 事業内容 | 男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、広報活動を行うことにより意識啓発に努めます。 また、学校教育の場においては、男女共同参画社会を形成するため年齢に応じた教育、学習を行います。 |

(129)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. プレママパパ塾への父親参加の促進 |
| 担当課 | 健康推進課（保健センター） |
| 事業内容 | 母親だけでなく父親が、妊娠・出産、育児に関する基本的な知識、技術を学ぶことと、親同士の仲間づくりを支援するため、プレママパパ塾を開催しています。男性が積極的に育児参加するよう、プレママパパ塾への父親の参加促進などを通じ、共に子どもを育てる意識の醸成を推進します。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 男性の育児休業取得の促進 |
| 担当課 | 人権市民相談課・人事課 |
| 事業内容 | 育児・介護休業法の周知を図るとともに、市内事業所に男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行います。 市職員については、特定事業主行動計画に基づき男性の育児休業取得を推進します。 |

2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

市では、公共施設等のバリアフリー化を進めており、子育て世代が円滑に利用できる環境を整えています。今後も、妊産婦やこども連れの親、障害者、高齢者等の誰もが安心・安全・快適に暮らせるまちの創造に取り組む必要があります。

また、交通事故や犯罪を未然に防ぐため、地域の安全設備の整備や防犯意識の向上を図るとともに、災害時に安心して避難できるよう、地域の防災力の向上に努めます。

(1) 子育てしやすい地域環境の整備

(131)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 公共施設の子育てバリアフリーの推進 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 公共施設において、子育て世帯にやさしいトイレや授乳室の整備等こどもを連れた人が利用しやすい施設整備を推進します。 |

(2) 交通安全・事故防止対策の推進

(132)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 交通安全教育の充実 |
| 担当課 | 学校教育課・地域支援課・保育課 |
| 事業内容 | 市内各小・中学校、幼稚園等へ出向いて、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方の教育を実施し、交通安全教育の充実を図ります。 |

(133)

| | |
|------|------------------------------|
| 事業名 | 2. 交通安全施設の整備 |
| 担当課 | 道路課 |
| 事業内容 | 通学路を中心に、路面標示などの交通安全対策を実施します。 |

(3) 防災対策の推進

(134)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 防災訓練の実施 |
| 担当課 | 危機管理防災課・学校教育課・保育課 |
| 事業内容 | 地震や火災などに備えて、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校で防災訓練等を通じて防災教育を実施します。 |

【新規】(9)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 災害備蓄における乳幼児用品の充実（再掲） |
| 担当課 | 危機管理防災課 |
| 事業内容 | 災害時の避難所等で乳幼児等が安全に過ごせるよう、おむつ、常温保存ミルク等の備蓄を推進します。 また、避難所に授乳施設、おむつ替えスペース等の準備を進めます。 |

(4) こどもの安全・防犯対策の推進

(135)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 防犯意識の啓発 |
| 担当課 | 学校教育課・保育課 |
| 事業内容 | 子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室を実施するなど防犯意識の啓発を図ります。 |

(136)

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 防犯パトロールへの支援 |
| 担当課 | 地域支援課 |
| 事業内容 | 自治会やボランティアが実施している通学路での防犯パトロールへの支援を行うとともに、自主防犯ボランティアの拡大・育成を図ります。 |

(137)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 「こども110番の家」の充実 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | こどもが不審者から逃げ込む場所として、地域の協力者に依頼し実施している「こども110番の家」の一層の充実を図ります。 |

3 こどもが意見を出しやすい環境づくり

【現状と課題】

こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として、意見表明と自己決定を行う主体です。こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる機会をつくり、その意見を聴き、社会参画を保障することが重要です。

(1) こどもの意見表明の機会の保障

【新規】(138)

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事業名 | 1. こどもの権利条約の周知 |
| 担当課 | 人権市民相談課 |
| 事業内容 | 意見表明の権利等について定めているこどもの権利条約について周知します。 |

(112)

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. こどもの権利擁護に関する啓発の推進（再掲） |
| 担当課 | 人権市民相談課・こども支援課 |
| 事業内容 | 市民に対してあらゆる機会を通じて、「こどもの意見表明権」を重視したこどもの権利擁護を図るための啓発活動を推進します。 |

第5章 子ども・子育て支援事業計画

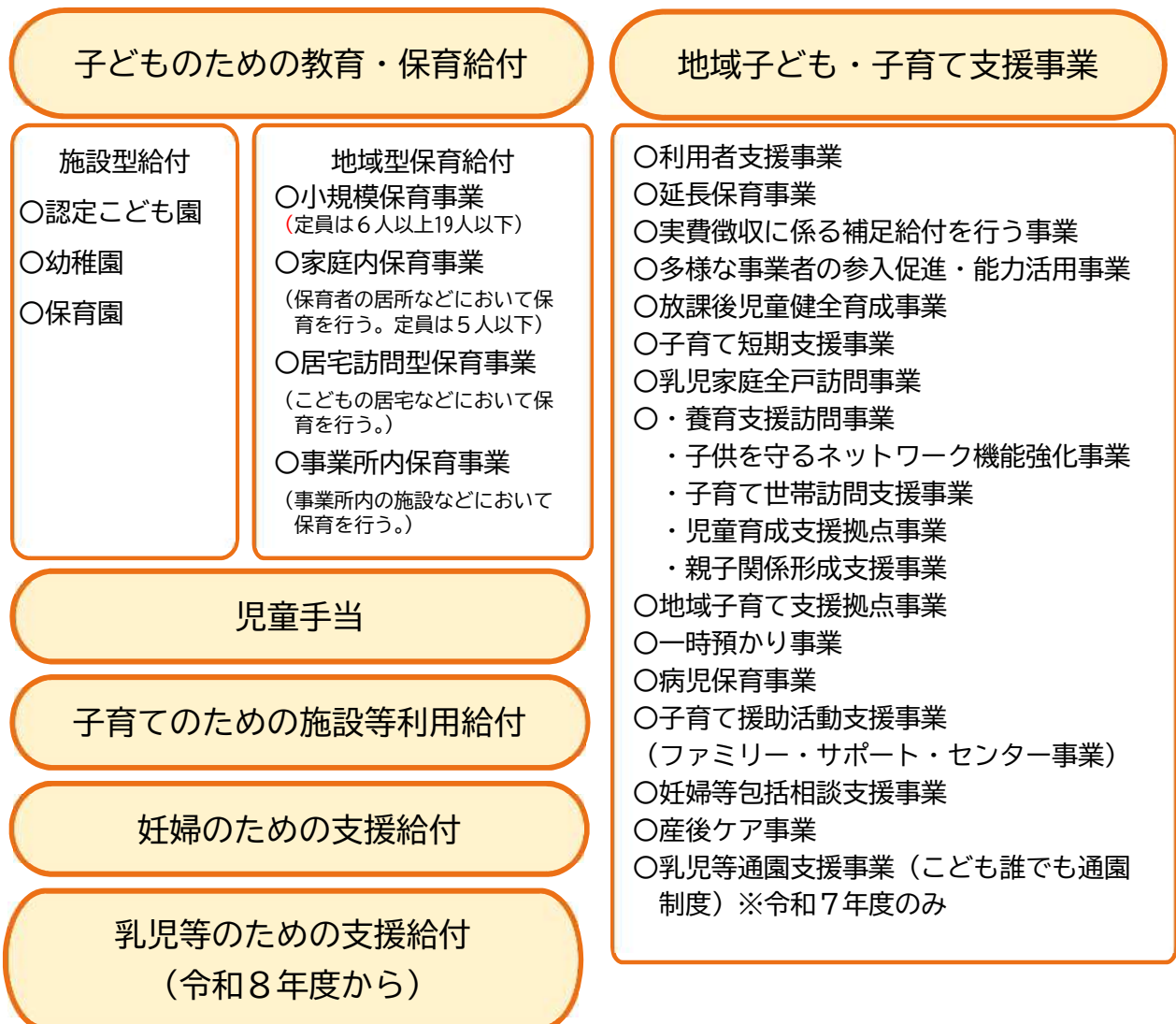
1 子ども・子育て支援制度に基づく内容

(1) 前提となる事項

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

| | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 |
|----------------|---------|--------------------------|----------|----------|
| 対象となるこども | | 3歳以上 | 3歳以上 | 3歳未満 |
| | | 保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ) | 保育の必要性あり | 保育の必要性あり |
| 利用 可能 施設 | 認定こども園 | ● | ● | ● |
| | 幼稚園 | ● | | |
| | 保育園 | | ● | ● |
| | 地域型保育事業 | | | ● |

(2) 量の見込みの算出及び教育・保育の提供区域の設定

本計画では、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての確保の内容を定めています。

また、国の基本指針では、上記の量の見込みと確保の内容を設定する単位として、各自治体において教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者やこどもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、前計画に引き続き、提供区域を大きくする方が、利用者のサービス利用の際の選択肢が拡大するなどメリットが大きいと考えられることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

(3) 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

教育・保育事業を一体的に提供することは、単に認定こども園の推進にとどまらず、こどもが健やかに成長できるようこどもの視点で検討する必要があります。

市では、これまでも幼稚園、保育園の相互連携を図ってきたほか、幼児教育振興懇談会で幼稚園、保育園と小学校の職員が一堂に会する機会を設けるなど三者の連携を図ってきました。今後も、このような連携を重視し、こどもの育ちを支援します。

また、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設ですが、利用者のニーズ、施設・設備などの状況、設置者の意向を踏まえて、検討していきます。

2 教育・保育事業

(1) 1号認定：満3歳以上で教育を希望（認定こども園・幼稚園）

■事業の概要

教育を希望する満3歳から小学校就学前までのこども（1号認定）を幼稚園・認定こども園で預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。

■現状と課題

1号認定を受けたこどもへの教育は、市内6か所の幼稚園と2か所の認定こども園（幼稚園型）で実施していますが、在園児数は減少傾向にあります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

| 満3歳以上 | | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | | 1,052 | 973 | 915 | 906 | 861 | 864 |
| ②提供量 (確保方策) | 幼稚園 | | 1,575 | 1,295 | 1,295 | 1,295 | 1,295 |
| | 認定こども園 (幼稚園部分) | | 197 | 334 | 334 | 334 | 334 |
| | 市外施設 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 計 | | 1,782 | 1,639 | 1,639 | 1,639 | 1,639 |
| 過不足②-① | | | 809 | 724 | 733 | 778 | 775 |

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、幼稚園・認定こども園については、提供量が上回っていることから、現在の幼稚園・認定こども園の運営を維持していきます。

(2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園・保育園）

■事業の概要

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳以上のこども（2号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

2号認定を受けたこどもへの保育は、市内21か所（公立保育園5か所、民間保育園12か所、認定こども園2か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

| 3歳以上 | | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | | 944 | 811 | 763 | 755 | 718 | 720 |
| （確保方策） ②提供量 | 保育園 | | 846 | 846 | 846 | 846 | 846 |
| | 認定こども園 （保育園部分） | | 48 | 111 | 111 | 111 | 111 |
| | 企業主導型保育事業 | | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 市外施設 | | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 計 | | 933 | 996 | 996 | 996 | 996 |
| 過不足②-① | | | 122 | 233 | 241 | 278 | 276 |

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、おおむね現在の施設で充足できると見込まれるため、現在の保育園・認定こども園の運営を維持していきます。

(3) 3号認定：3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業）

■事業の概要

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳未満のこども（3号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

3号認定を受けたこどもへの保育は、市内27か所（公立保育園5か所、民間保育園12か所、小規模保育事業所8か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。ニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

| 0歳 | | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | | 101 | 147 | 147 | 147 | 147 | 147 |
| (確保方策) ②提供量 | 認可保育園 | | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 地域型保育事業 | | 33 | 39 | 48 | 48 | 48 |
| | 企業主導型保育事業 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 市外施設 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 計 | | 132 | 138 | 147 | 147 | 147 |
| 過不足②-① | | | △15 | △9 | 0 | 0 | 0 |
| 1, 2歳 | | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①ニーズ量の見込み | | 643 | 588 | 578 | 555 | 562 | 571 |
| (確保方策) ②提供量 | 認可保育園 | | 404 | 404 | 404 | 404 | 404 |
| | 認定こども園 (保育園部分) | | 0 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| | 地域型保育事業 | | 102 | 114 | 126 | 126 | 126 |
| | 企業主導型保育事業 | | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 市外施設 | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | 計 | | 534 | 572 | 584 | 584 | 584 |
| 過不足②-① | | | △54 | △6 | 29 | 22 | 13 |

■提供量の確保方策

保育園の定員の弾力化、小規模保育の充実、幼稚園の認定こども園への移行を支援することで、ニーズ量に対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■事業の概要

こども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用することができるよう、情報集約や提供など必要な支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

■現状と課題

利用者支援事業の基本型を1か所で実施し、子育てコンシェルジュを2名配置し、個人のニーズや要望に応じて、情報提供及び相談・助言を行っています。

令和6年度から、母子保健機能と児童福祉機能を有したこども家庭センターを開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

| 基本型 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① ニーズ量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②提供量(確保方策) | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| こども家庭センター型 ※令和5年度まで子育て世代包 括支援センターとして実施 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①ニーズ量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②提供量(確保方策) | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域子育て相談機関 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①ニーズ量の見込み | — | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②提供量(確保方策) | | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足②-① | | △1 | △1 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

基本型とこども家庭センター型については、現在の運用を継続いたします。

また、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関の整備について、今後のニーズなどを勘案しながら、令和9年度から1か所で実施する方向性で検討いたします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

■現状と課題

市内には子育て支援センターソーレ・マーレを含め5か所の地域子育て支援拠点¹⁵があり、合計で年間延べ5万人を超える利用者がいます。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②提供量(確保方策) | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

地域子育て支援拠点5か所で対応が可能ですが、市内市民活動センターや放課後児童クラブを活用した子育て支援活動の実施により、地域子育て支援拠点の一層の充実を図ります。

¹⁵ 子育て支援拠点は、子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレ、まつやま保育園(併設)、仲よし保育園(併設)、東松認定こども園げんき(併設)があり、場所については17ページ参照。

(3) 妊婦健康診査

■事業の概要

妊婦と胎児の健康状態や発育状態をみるため、定期的な健診を実施します。また、健診に対しては、公費による補助制度を実施しています。

その他、妊婦に対して、健康推進課（保健センター）で母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。

■現状と課題

妊婦は、より健康に配慮しなければなりません、妊娠に気づきながら健診を受けない妊婦がいることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 535 | 535 | 518 | 501 | 484 | 467 |
| ②提供量（確保方策） | | 535 | 518 | 501 | 484 | 467 |
| 過不足②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

全ての方が必要な受診をするよう、周知啓発や相談体制づくりに取り組みます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■事業の概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関することなどの相談に応じ、子育て支援に関するサービスの情報提供などを行います。

■現状と課題

助産師を中心に訪問し、細やかな育児指導、相談を行っています。里帰り中の母子については、産婦の希望により里帰り先の市町村に訪問を依頼しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 551 | 543 | 526 | 509 | 492 | 475 |
| ②提供量（確保方策） | | 543 | 526 | 509 | 492 | 475 |
| 過不足②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

訪問を受け付けない世帯もあることから勧奨と周知を図り、訪問率の向上を図るとともに、支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援が受けられる体制づくりを検討します。

(5) 養育支援訪問事業

■事業の概要

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や虐待のおそれのある家庭など、支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児などに関する相談支援を行います。

■現状と課題

保健師等が家庭訪問し、育児に関する相談等を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 614 | 643 | 626 | 609 | 592 | 575 |
| ②提供量(確保方策) | | 643 | 626 | 609 | 592 | 575 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児等に関する相談支援ができる体制づくりに取り組めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業の概要

保護者が疾病や看護・冠婚葬祭などの理由により一時的に児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

■現状と課題

令和6年度から事業を開始しています。川越児童相談所と連携を図り必要な家庭に情報提供する等の対応をしています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① ニーズ量の見込み | - | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| ② 提供量(確保方策) | | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

受け入れ先の拡充を検討していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

■事業の概要

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）が会員となり、双方の合意のもと、お子さんの預かり等を行う会員組織の有償ボランティア活動です。

■現状と課題

あらかじめ利用日が決まっている元気なこどもの送迎や預かりを行うファミリー・サポート・センター事業と、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かりなどを行う緊急サポートセンター事業を実施しています。

協力会員の一定数は確保していますが、協力会員の高齢化や車での送迎ニーズに対応できない場合があることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 1,095 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| ②提供量（確保方策） | | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| 過不足②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることは、現在の協力会員または両方会員（利用会員と協力会員の両方への登録者）で可能です。引き続き、様々なニーズに対応するため、協力会員の募集や講習会の内容を充実させるとともに、保育園、子育て支援センターなどで事業についての周知を図ります。

(8) 一時預かり事業（一時保育）

■事業の概要

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育園等において一時的に預かります。また、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分では、在園児に対して保育時間を延長する「預かり保育」を実施しています。

■現状と課題

市では、公立保育園2か所、民間保育園4か所、小規模保育事業所2か所、認定こども園1か所の計9か所で一時保育を実施しています。また、幼稚園6か所、認定こども園2か所の全てで預かり保育を実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

＜幼稚園（預かり保育）＞

（単位：年間の延べ利用者数）

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 33,184 | 36,632 | 34,457 | 34,104 | 32,418 | 32,516 |
| ②提供量（確保方策） | | 36,632 | 34,457 | 34,104 | 32,418 | 32,516 |
| 過不足②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＜保育園等（一時保育）＞

（単位：年間の延べ利用者数）

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 3,096 | 5,280 | 5,280 | 5,280 | 5,280 | 5,280 |
| ②提供量（確保方策） | | 13,200 | 13,200 | 13,200 | 13,200 | 13,200 |
| 過不足②－① | | 7,920 | 7,920 | 7,920 | 7,920 | 7,920 |

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みには既存施設で十分対応できることから、各施設での事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受入れに取り組みます。

(9) 延長保育事業

■事業の概要

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、各保育施設での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

■現状と課題

市内の各保育施設のうち、保育標準時間（11時間）を超える開所時間を設定している施設は23か所あります。朝は、午前7時からが最も早く、夜は、午後8時までが最も遅い時間帯となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 432 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| ②提供量（確保方策） | | 1,396 | 1,396 | 1,264 | 1,264 | 1,264 |
| 過不足②－① | | 896 | 896 | 764 | 764 | 764 |

■提供量の確保方策

延長保育利用希望者に対しては、現在の施設数でまかなうことが可能となっています。各保育施設における保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟に受け入れます。

(10) 病児・病後児保育事業

■事業の概要

児童が発熱などの急な病気となった場合、病院などに付設された専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。

■現状と課題

病児保育事業については、ほしこどもおとなクリニック内の病児保育室ピッピにて事業を行っており、事業及び施設の更なる周知が必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間延べ利用者数)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 304 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| ②提供量(確保方策) | | 960 | 960 | 960 | 960 | 960 |
| 過不足②-① | | 560 | 560 | 560 | 560 | 560 |

■提供量の確保方策

延長保育室ピッピの定員は1日当たり4人であるため、ニーズ量の見込みには十分対応できることから、引き続き、事業の周知を行います。

(11) 放課後児童クラブ（学童保育）／放課後子ども教室

■事業の概要

放課後児童クラブは、親が共働きである世帯などの児童を対象に、専用の施設で、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

放課後子ども教室は、地域住民等の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習、体験、交流活動などを行います。

■現状と課題

放課後児童クラブは、市内に21か所（28支援の単位）あり、小学1年生から6年生までの児童が対象となっています。（公立7か所、民間14か所）

放課後子ども教室は、市内の11校の小学校において実施し、学習や様々な体験活動を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

| 放課後児童クラブ | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 1,075 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |
| ②提供量（確保方策） | | 1,300 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |
| 過不足②－① | | △50 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（単位：校）

| 放課後子ども教室 | | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--|---------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① ニーズ 量 の 見 込 み | 整備計画数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | うち連携型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | うち校内交流型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ② 提供 量 （ 確 保 方 策 ） | 整備計画数 | | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | うち連携型 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | うち校内交流型 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ② 過 不 足 ① | 整備計画数 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うち連携型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うち校内交流型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

【放課後児童クラブ】

放課後児童クラブについては、令和7年度までの施設整備により、量の見込みに対する提供体制は確保される予定です。

現在、市内の各放課後児童クラブは、国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を超えた開所時間による運営をしているほか、支援員の人数についても国の基準を超えて配置していることから、今後も保育の質に留意し、現在の水準を維持していきます。

放課後児童クラブは単にこどもを預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っています。こうした役割をさらに向上させるため、各放課後児童クラブの支援員について、定期的に埼玉県が主催する研修への積極的な参加促進や各放課後児童クラブの支援員同士の意見交換の場を提供するほか、保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対する周知も推進していきます。

また、安全で安心して過ごせる居場所の確保策として、待機児童がいる学校の特別教室等を活用し、多様な居場所づくり事業を推進します。

【放課後子ども教室】

放課後子ども教室については、引き続き市内小学校の全11校で実施し、以下の取組を推進します。

放課後子ども教室の運営に当たっては、毎月の各校教室運営者によるコーディネーター会議や、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、コーディネーター等による放課後子ども教室推進事業連絡会議を開催し、効果的な事業の実施に関する検討の場とします。

上記会議や学校関係者との連絡会議等を通じて、各学校の余裕教室や特別教室等の放課後子ども教室の活用を検討するとともに、校内交流型の実施について、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童と一緒に参加できるプログラムによる交流を図り、かつ、スタッフが情報共有を図ることで連携を深めていきます。なお、校内交流型については、市内では小学校内に放課後児童クラブが2か所（野本小学校・桜山小学校）あるため、当面の間、その2校において取り組みます。

【共通】

放課後児童クラブの利用者及び放課後子ども教室の参加希望者の中には、障害のある児童、虐待やいじめが疑われる児童、日本語能力が十分でない児童など特別な配慮が必

要とする児童もいることが想定されます。これらの児童の受入れについては、配慮すべき内容を関係者間で共有するとともに支援員やスタッフを加配するなどして、当該児童が安心して過ごせる運営をめざします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

私立幼稚園に通うこどもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）の提供や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

■現状と課題

令和6年度現在、私立幼稚園に通うこどもに係る副食材料費分の補助のみ実施しており、日用品・文房具等に要する費用の補助は実施していません。

副食材料費分の補助については、国が示す基準である年収360万円未満相当の世帯又は第3子以降（同一世帯に3歳から小学校3年生までのこどもが3人以上いる場合で、かつ3人目以降に該当する場合）、又は生活保護受給世帯を対象としています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 192 | 200 | 188 | 186 | 177 | 178 |
| ②提供量（確保方策） | | 200 | 188 | 186 | 177 | 178 |
| 過不足②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

各年度の対象者に対し、継続して補助を実施することで、低所得で生計が困難な世帯などのこどもが、円滑に教育を受けられるよう支援していきます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

■事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

■現状と課題

令和6年度から事業を開始しています。支援の必要性について内部で協議し、支援内容を調整します。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① ニーズ量の見込み | 0 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| ② 提供量(確保方策) | | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

運営事業所、担い手の拡充を検討してまいります。

(14) 児童育成支援拠点事業

■事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：拠点数)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① ニーズ量の見込み | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 提供量(確保方策) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足②-① | | △1 | △1 | △1 | △1 | △1 |

■提供量の確保方策

今後のニーズなどを勘案しながら、事業の委託など実施の方向性を検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

■事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

■現状と課題

市では、現在すすく子育て練習講座を実施しております。『こどもに上手に伝えるしつけ』をテーマに、ほめ方、しかり方、コミュニケーションの取り方を練習します。3日間コース、ダイジェスト版のほか、参加者の日々の子育ての話を聞きながら、どならない子育てメソッドを織り交ぜて会話形式で行う『おしゃべりそだれん』も実施しております。新設された本事業について、国の基準では、1講座4回以上の実施とされており、当市の実施体制は基準を満たしていません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① ニーズ量の見込み | 0 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ② 提供量(確保方策) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足②-① | | △30 | △30 | △30 | △30 | △30 |

■提供量の確保方策

国の方向性を確認しつつ、事業実施における課題を整理していきます。

(16) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

■事業の概要

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

■現状と課題

令和4年度から実施している伴走型相談支援事業を、令和7年度より名称を変更して実施します。令和6年度開設となったこども家庭センターにおいて、妊娠から出産後の面談等を通じて継続的な支援を行います。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 1,621 | 1,629 | 1,578 | 1,527 | 1,476 | 1,425 |
| ②提供量(確保方策) | | 1,629 | 1,578 | 1,527 | 1,476 | 1,425 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

利用者の様々なニーズに対応し、柔軟に継続的な支援を行える体制の確保に取り組みます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

■現状と課題

令和8年4月1日より実施します。人材不足や必要な保育スペースを整えた事業実施施設の確保が今後の課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

| | | 令和5年度 (実績) | 令和7年度※ | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------------|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 | ① ニーズ量の見込み | 0 | — | 2,112 | 2,112 | 2,112 | 2,112 |
| | ② 提供量（確保方策） | | — | 2,112 | 2,112 | 2,112 | 2,112 |
| | 過不足②－① | | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1歳児 | ① ニーズ量の見込み | | — | 2,904 | 2,904 | 3,168 | 3,168 |
| | ② 提供量（確保方策） | | — | 2,904 | 2,904 | 3,168 | 3,168 |
| | 過不足②－① | | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2歳児 | ① ニーズ量の見込み | | — | 4,752 | 4,752 | 4,224 | 4,224 |
| | ② 提供量（確保方策） | | — | 4,752 | 4,752 | 4,224 | 4,224 |
| | 過不足②－① | | — | 0 | 0 | 0 | 0 |

※令和8年4月から開始事業のため令和7年度は実施なし

■提供量の確保方策

国の方向性を確認しつつ、事業実施における課題を整理していきます。

(18) 産後ケア事業

■事業の概要

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

■現状と課題

令和6年度より事業を開始しています。医療機関・助産院等と連携を図り産後も安心して子育てができる支援体制を確保しています。提供量の確保の準備は整っていますが、受入れ可能児の月齢制限があり、課題を抱えています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

| | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①ニーズ量の見込み | 0 | 81 | 104 | 101 | 97 | 94 |
| ②提供量(確保方策) | | 567 | 728 | 707 | 679 | 658 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■提供量の確保方策

今後のニーズなどを勘案しながら、医療機関等へ受入れ可能月齢の拡充等について検討していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画については、行政が、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体、企業などと、連携や協働により推進します。

(1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力し、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 保育園、幼稚園、認定こども園、学校

保育園、幼稚園、認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、家族以外の人と関わる場であり、子どもが人格を形成し、社会的スキルを身につけるために、極めて重要な役割を果たす場でもあります。そのため、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて、子どもの生きる力を育む教育・保育の推進に努めることが期待されます。

(3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。そのため、子育て支援に関わる人々や関係機関や各種団体が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

(4) 企業など

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が、健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備、制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

行政は、市民の声を聞き、子どもの意見を反映したニーズを把握し、事業に取り組んでいく必要があることから、市民公募委員を含む「東松山市子ども・子育て会議」で本計画

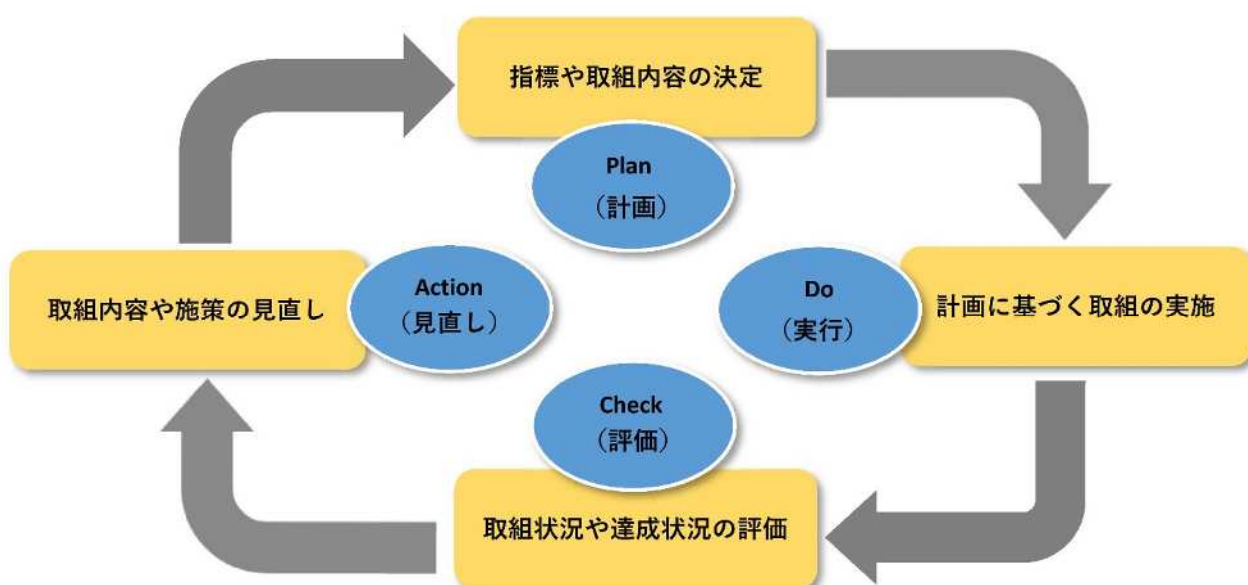
を策定しました。計画の推進に当たっては、関係機関と連携を図りながら、同会議において審議し、効果的な計画の推進を図っていきます。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の基本的考え方

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その結果については、ホームページなどを通じて公表していきます。



資料編

1 東松山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、東松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月23日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 東松山市子ども・子育て会議委員名簿

| 氏名 | 所属・役職 | 委員区分 | 備考 |
|--------|----------------------------------|------|----------|
| 峯 岩男 | ひさみ幼稚園長 | 1号 | 会長 |
| 田中 美智子 | のもと保育園長 | 1号 | 副会長 |
| 岩本 教裕 | 東松山市校長会（市の川小校長） | 1号 | R3.10.1～ |
| 服部 孝 | 埼玉県川越児童相談所副所長 | 1号 | R6.4.1～ |
| 山本 和順 | NPO法人東松山市学童保育の会理事長 | 1号 | |
| 川口 明子 | 母子保健（助産師） | 2号 | |
| 木村 貴世 | 民生児童委員（主任児童委員） | 2号 | |
| 大辻 猛 | 日本労働組合総連合会 JAM 埼玉ボッシュ 労働組合連合会 | 3号 | R2.7.1～ |
| 岡部 洋 | ボッシュ（株）人事企画部マネージャー | 3号 | |
| 関口 恵子 | NPO法人東松山子育てねっと | 3号 | R5.10.1～ |
| 庭野 さやか | 東松山市PTA連合会 | 3号 | R3.7.1～ |
| 岡部 菜摘 | 公募による市民 | 4号 | |
| 前田 菜摘 | 公募による市民 | 4号 | R5.10.1～ |

○委員区分

- 1号委員・・・・・・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 2号委員・・・・・・子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 3号委員・・・・・・子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- 4号委員・・・・・・公募による市民

○委員の任期

令和5年10月1日～令和7年9月30日

3 検討経過（会議等の開催状況）

東松山市子ども・子育て会議等の開催状況

| 令和5年度 | | |
|---|------------|--|
| 開催回 | 開催日 | 主な内容 |
| 第1回 | 令和5年 8月17日 | ・第2期ひがしまつやま子ども夢プランの進捗管理及び評価について ・第3期ひがしまつやま子ども夢プラン（仮称）の策定について |
| 第2回 | 令和5年11月15日 | ・第3期ひがしまつやま子ども夢プラン（仮称）の策定について |
| 令和5年12月1日～令和5年12月22日：東松山市こどもアンケート | | |
| 令和5年12月5日～令和5年12月28日：こども・子育て支援に関するアンケート調査 | | |
| 第3回 | 令和6年 2月14日 | ・第3期ひがしまつやまこども夢プラン ニーズ調査の結果について |
| 令和6年度 | | |
| 開催回 | 開催日 | 主な内容 |
| 第1回 | 令和6年 7月12日 | ・第2期ひがしまつやま子ども夢プランの進捗管理及び評価について ・東松山市こども計画等の策定について |
| 第2回 | 令和6年 8月30日 | ・東松山市こども計画等の策定について |
| 第3回 | 令和6年10月 8日 | ・東松山市こども計画の策定について |
| 第4回 | 令和6年11月21日 | ・東松山市こども計画の策定について |
| 令和7年1月9日～令和7年1月29日：パブリックコメント実施 | | |
| 第5回 | 令和7年〇月〇日 | ・東松山市こども計画の策定について |

上記のほか、大学生や子育て支援関係団体等にヒアリング調査を実施しました。

東松山市保育施設マップ

保育園

- ① まつやま保育園
- ② たかさか保育園
- ③ わかまつ保育園
- ④ からこ保育園
- ⑤ いちのかわ保育園
- ⑥ 若草保育園
- ⑦ 桃の木保育園
- ⑧ 仲よし保育園
- ⑨ 第二仲よし保育園
- ⑩ のもと保育園
- ⑪ みどり保育園
- ⑫ 高坂ひまわり保育園
- ⑬ あっぷる幼児園
- ⑭ ハルム松ノ木保育園
- ⑮ ウェルネス保育園東松山
- ⑯ 第二みどり保育園
- ⑰ 桑の木保育園

小規模保育

- 1 どんぐり保育園
- 2 いちご保育園
- 3 木の実保育園
- 4 なないろK&M's
- 5 たんぼぼ保育園
- 6 若草駅前小規模保育園
- 7 フレンドキッズランド高坂園
- 8 あびつくこども園

認定こども園

- ① 東松認定こども園げんき
- ② 認定こども園松山聖ルカ幼稚園

